

官報 号外

平成十七年六月三日

○第百六十二回 参議院會議録第二十三号

平成十七年六月三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成十七年六月三日

午前十時開議

第一 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

平成十七年六月三日 参議院會議録第二十三号

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員 長林方正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔林方正君登壇、拍手〕

○林方正君 ただいま議題となりました旅券法等の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旅券の不正取得や偽造、変造等の旅券犯罪に対処し、併せて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券の名義人の写真等を電磁的方法により記録したいわゆるIC旅券を発給できるようにすること、紛失又は焼失した旅券の失効制度を導入すること、旅券法の罰則を強化すること、旅券法の罪を組織的犯罪処罰法の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、IC旅券の導入の目的と生体情報に顔画像を採用した理由、IC旅券への切替え発給に係る手数料の徴収について負担が重複する結果となる問題、米国の査証免除に係る新制度とIC旅券の導入の関係、IC旅券に係る個人情報保護等について質疑が行われましたが、詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

ました。

なお、本法律案に対し、旅券手数料の徴収の在り方について論議されたこと等を踏まえ、政府に対し、IC旅券導入期限の延長に関して米国に強く働き掛けること、米国の期限等を変更しない場合、IC旅券への切替え発給に係る手数料の減額が行えるよう所要の措置をとることを求める附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十

賛成 二百二十

反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員 長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る免許制から登録制への緩和等を通じて外国人観光旅客に対する接遇の向上、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進、地域限定通訳案内士の創設等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、通訳案内業法改正の目的及び時期の妥当性、無資格通訳ガイドの現状と対策、地域観光振興事業に対する支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二

賛成 二百二十二

反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十七年六月三日 参議院會議録第二十三号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案外一件

○議長(扇千景君) 日程第三 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

日程第四 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長中川義雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川義雄君登壇、拍手〕

○中川義雄君 た、だいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、担い手に対する農地の利用集積の促進、農地リース特区の全国展開、体系的な遊休農地対策の整備等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市民農園特区の全国展開の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、集落営農の担い手としての位置付け、小規模農家への支援の在り方、農地リース特区を全国展開させる理由、農地所有及び耕作主義の在り方と農地制度見直しの方向性、市民農園の農政上の位置付け等について質疑が行われ、また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきまして、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の紙委員より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百二十一
反対 百二十五
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百二十一
反対 二百二十一

反対

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員
近藤 正道君 大田 昌秀君
又市 征治君 西田 実仁君
谷合 正明君 西田 貞雄君
坂本由紀子君 浜田 昌良君
浮島とも子君 小泉 昭男君
澤 雄二君 山本 香苗君
遠山 清彦君 山本 潤一君
松 あきら君 山谷えり子君
佐藤 昭郎君 加藤 修一君
福島みずほ君 弘友 和夫君
高野 博師君 岸 宏一君
渡辺 孝男君 亀井 郁夫君
木村 仁君 山下 栄一君
山口那津男君 魚住裕一郎君
荒木 清寛君 常田 享詳君
浅野 勝人君 浜四津敏子君
山崎 正昭君 白浜 一良君
風間 昶君 木庭健太郎君
草川 昭三君 太田 豊秋君
小野 清子君 西銘順志郎君
魚住 汎英君 小泉 顕雄君
柏村 武昭君 中川 雅治君
末松 信介君

中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 野村 哲郎君
小池 正勝君 北川イッセイ君
岸 信夫君 河合 常則君
藤野 公孝君 松山 政司君
有村 治子君 中川 義雄君
中島 啓雄君 大仁田 厚君
吉田 博美君 岩城 光英君
小斉平敏文君 加納 時男君
市川 一朗君 岩永 浩美君
大野つや子君 国井 正幸君
三浦 一水君 阿部 正俊君
金田 勝年君 保坂 三蔵君
岩井 國臣君 荒井 広幸君
松村 龍二君 狩野 安君
泉 信也君 景山俊太郎君
溝手 顕正君 尾辻 秀久君
吉村剛太郎君 佐藤 泰三君
清水嘉与子君 若林 正俊君
鴻池 祥肇君 田中 直紀君
香掛 哲男君 片山虎之助君
加治屋義人君 伊達 忠一君
鈴木 陽悦君 長谷川憲正君
松村 祥史君 水落 敏栄君
山本 順三君 黒岩 宇洋君
愛知 治郎君 椎名 一保君
萩原 健司君 岡田 直樹君
秋元 司君 関口 昌一君
鶴保 庸介君 野上浩太郎君
荒井 正吾君 後藤 博子君
森元 恒雄君 田村耕太郎君
岡田 広君 脇 雅史君
山内 俊夫君 世耕 弘成君
山下 英利君 山崎 力君
田村 公平君 田浦 直君
山本 一太君 矢野 哲朗君
鈴木 政二君 林 芳正君
武見 敬三君 北岡 秀二君

中 原 爽 君	橋 本 聖 子 君	井 上 哲 士 君	内 藤 正 光 君
青 木 幹 雄 君	松 田 岩 夫 君	淺 尾 慶 一 郎 君	木 俣 佳 丈 君
中 曾 根 弘 文 君	真 鍋 賢 二 君	谷 博 之 君	藤 原 正 司 君
山 東 昭 子 君	竹 山 裕 君	緒 方 靖 夫 君	小 池 晃 君
関 谷 勝 嗣 君	倉 田 寛 之 君	羽 田 雄 一 郎 君	大 江 康 弘 君
尾 立 源 幸 君	藤 末 健 三 君	齋 藤 勁 君	和 田 ひ ろ 子 君
富 岡 由 紀 夫 君	松 下 新 平 君	小 川 勝 也 君	吉 川 春 子 君
糸 数 慶 子 君	水 岡 俊 一 君	市 田 忠 義 君	奥 石 東 君
藤 本 祐 司 君	足 立 信 也 君	江 田 五 月 君	佐 藤 泰 介 君
那 谷 屋 正 義 君	下 田 敦 子 君	柳 田 稔 君	千 葉 景 子 君
小 林 正 夫 君	柳 澤 光 美 君	岡 崎 ト ミ 子 君	前 田 武 志 君
加 藤 敏 幸 君	主 演 了 君	築 瀬 進 君	北 澤 俊 美 君
神 本 美 恵 子 君	山 根 隆 治 君	峰 崎 直 樹 君	
池 口 修 次 君	若 林 秀 樹 君		
平 野 達 男 君	辻 泰 弘 君	外 務 大 臣	町 村 信 孝 君
森 ゆ う こ 君	工 藤 堅 太 郎 君	農 林 水 産 大 臣	島 村 宜 伸 君
広 野 た だ し 君	高 嶋 良 充 君	国 土 交 通 大 臣	北 側 一 雄 君
佐 藤 雄 平 君	小 川 敏 夫 君		
郡 司 彰 君	福 山 哲 郎 君		
櫻 井 充 君	円 より 子 君		
直 嶋 正 行 君	山 本 孝 史 君		
小 林 元 君	佐 藤 道 夫 君		
伊 藤 基 隆 君	朝 日 俊 弘 君		
平 田 健 二 君	田 名 部 匡 省 君		
渡 辺 秀 央 君	西 岡 武 夫 君		
広 中 和 歌 子 君	山 下 八 洲 夫 君		
田 村 秀 昭 君	大 石 正 光 君		
今 泉 昭 君	蓮 舫 君		
林 久 美 子 君	広 田 一 君		
仁 比 聡 平 君	大 久 保 勉 君		
前 川 清 成 君	島 田 智 哉 子 君		
小 林 美 恵 子 君	芝 博 一 君		
松 岡 徹 君	津 田 弥 太 郎 君		
犬 塚 直 史 君	紙 智 子 君		
松 井 孝 治 君	鈴木 寛 君		
岩 本 司 君	榛 葉 賀 津 也 君		
元 シ マ ル テ ィ 君	大 門 実 紀 史 君		

議長の報告事項

去る五月十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

河合 常則君

尾辻 秀久君

松岡 徹君

大久保 勉君

鰐淵 洋子君

浜四津敏子君

外交防衛委員

辞任

補欠

白 眞勲君

小川 勝也君

財政金融委員

辞任

補欠

大久保 勉君

松岡 徹君

文教科学委員

辞任

補欠

尾辻 秀久君

河合 常則君

下田 敦子君

柳田 稔君

厚生労働委員

辞任

補欠

柳田 稔君

下田 敦子君

農林水産委員

辞任

補欠

小川 勝也君

白 眞勲君

環境委員

辞任

補欠

浜四津敏子君

鰐淵 洋子君

国家基本政策委員

辞任

補欠

北川イッセイ君

河合 常則君

議院運営委員

辞任

補欠

河合 常則君

北川イッセイ君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。

会社法案(閣法第八一號)

松下 新平君

小川 勝也君

会社法案(閣法第八二號)

松下 新平君

小川 勝也君

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(閣法第二四號)

法務委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。

会社法案(閣法第八一號)

松下 新平君

小川 勝也君

会社法案(閣法第八二號)

松下 新平君

小川 勝也君

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(閣法第二四號)

法務委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

国土交通委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

国土交通委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国立大学法人法の一部を改正する法律案

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

長野県南木曾町で起きたヘリコプター墜落事故に関する質問主意書(福島みずほ君提出(第一九号))

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国立大学法人法の一部を改正する法律

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)

平成十七年六月三日 参議院会議録第二十三号

議長の報告事項

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

去る五月十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

松井 孝治君

補欠

小川 敏夫君

法務委員

辞任

大久保 勉君

補欠

松岡 徹君

外交防衛委員

辞任

小川 勝也君

補欠

白 眞勲君

財政金融委員

辞任

松岡 徹君

補欠

大久保 勉君

文教科学委員

辞任

柳田 稔君

補欠

下田 敦子君

厚生労働委員

辞任

下田 敦子君

農林水産委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

松井 孝治君

予算委員

辞任

小川 勝也君

補欠

若林 秀樹君

紙 智子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 水落 敏栄君 (国井正幸君の補欠)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的

介護保険法等の一部を改正する法律

案(閣法第三〇号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

岸 宏一

武見 敏三

辻 泰弘

山本 孝史

遠山 清彦

西島 英利

水落 敏栄

朝日 俊弘

小林 正夫

小池 晃

福島みずほ

愛知県

一、派遣地

一、期間 五月二十四日 一日間

一、費用 概算二一、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十七年五月十九日

参議院議長 扇 千景殿

厚生労働委員長 岸 宏一

去る五月二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

松井 孝治君

農林水産委員

辞任

松井 孝治君

補欠

小川 敏夫君

予算委員

辞任

若林 秀樹君

補欠

小川 勝也君

紙 智子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 大塚 耕平君 (小川勝也君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

省各庁所管使用調書(その2)

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

同日厚生労働委員長から五月十九日提出し、同日議長承認を得た介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)の審査に資するため、現地において意見を聴取するための委員派遣は、都合により取りやめる旨の文書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問主意書

(近藤正道君提出)(第二〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員尾立源幸君提出閣議の立替問題等に関する質問に対する答弁書(第一八号)

去る五月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮貨客船「万景峰九二」の積荷に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員尾立源幸君提出閣議の立替問題等に関する質問に対する答弁書(第一八号)

去る五月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮貨客船「万景峰九二」の積荷に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員尾立源幸君提出閣議の立替問題等に関する質問に対する答弁書(第一八号)

去る五月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮貨客船「万景峰九二」の積荷に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員尾立源幸君提出閣議の立替問題等に関する質問に対する答弁書(第一八号)

去る五月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

被爆二世の健康診断の充実に関する質問主意書(大塚直史君提出)(第二二二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問主意書(近藤正道君提出)(第二〇号)

去る五月二十七日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成十六年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十七年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文

書を受領した。

同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく平成十六年度エネルギーに関する年次報告を受領した。

去る五月三十日次の質問主意書を内閣に転送した。

北朝鮮貨客船「万景峰九二」の積荷に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第二二二号)

被爆二世の健康診断の充実に関する質問主意書(大塚直史君提出)(第二二二号)

去る五月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

小児・幼児に関する向精神薬の投与に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二三三号)

三角頭蓋に対する脳外科手術と小児医療の安全性に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二四四号)

ジェネリックの普及に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二五五号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員近藤正道君提出日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問(第二〇号)(答弁することのできる期限 六月六日)

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十七年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三条の規定に基づく「平成十六年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」に関する報告及び「平成十七年度母子家庭の母の就業支援施策」についての文書を受領した。

一昨一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を

外交防衛委員会に付託した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)

昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

前川 清成君

喜納 昌吉君

外交防衛委員

辞任

補欠

喜納 昌吉君

前川 清成君

厚生労働委員

辞任

補欠

水落 敏栄君

鈴木 政二君

国土交通委員

辞任

補欠

鈴木 政二君

水落 敏栄君

同日委員長から次の報告書が提出された。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 審査報告書

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三三号) 審査報告書

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第四二二号) 審査報告書

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三三号) 審査報告書

審査報告書

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月二日

外交防衛委員長 林 芳正

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年増加している旅券の不正取得等の旅券犯罪に対処し、併せて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券の名義人の写真等を電磁的方法により記録した旅券を発給できるようにし、紛失又は焼失した旅券の失効制度を導入し、及び罰則を強化するとともに、国連国際組織犯罪防止条約を補足する密入国議定書の締結に伴い、旅券法の罪を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(外務省所管)に約二十五億千百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に関して、次の事項を実現するために適切な措置を講ずるべきである。

一 米国の査証免除国に求めている本年十月二十六日のIC旅券の導入期限の延長を米国に強く働きかけること。

二 米国の期限等を変更しない場合、本年十月二十六日以後IC旅券発給開始の日の前日までに発給された旅券を所持する者が、一定の期間内に

に当該旅券をIC旅券へ切り替える際の手数料については、その減額が行えるよう所要の措置をとること。

右決議する。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月十九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

旅券法の一部改正

第一条 旅券法昭和二十六年法律第二百六十七号の一部を次のように改正する。

第二条中「左の二」を「次の二」に改め、同条第六号中「又は再発給」を削り、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 渡航書 第十九条の三第一項に規定する渡航書をいう。

第三条第二項第一号中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第五条第二項中「一般旅券を発行するとき、」を「一般旅券を発行するとき、電磁的方法、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができる方法を用いる。以下同じ。」による記録を行っていない一般旅券を発行するとき、」に改める。

第十条を削る。

第九条第三項中「生じ、又は」の下に「旅券の記載事項若しくは旅券に電磁的方法により記録された事項に」を加え、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第三項中「事情等」を「事情その他の」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(旅券の電磁的方法による記録)

第七条 外務大臣又は領事官は、旅券の名義人の写真及び前条第一項に掲げる事項の一部であつて外務省令で定めるものを、旅券に電磁的方法により記録することができる。

第十一条を削る。

第十条の二中「二」を「いずれかに」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 旅券を著しく損傷したとき。

第十条の二を第十一条とする。

第十二条第一項中「再発給を含む。以下第九条の三までにおいて同じ。」を削り、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第三項後段」を「第九条第三項後段」に改める。

第十三条第一項中「左の二」を「次の二」に、「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「終るを」を「終わる」に改め、同条第四号中「規定に該当して」を「規定により」に改め、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に、「且つ」を「かつ」に、「真が」を「おそれが」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号の二を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を使用し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百五十五条第一項又は第百五十八条の規定により刑に

処せられた者

第十三条第二項中「前項第五号」を「前項第七号」に改める。

第十五条中「一般旅券再発給申請書、公用旅券発給請求書又は公用旅券再発給請求書」を「又は公用旅券発給請求書」に改める。

第十七条中「旅券の名義人」を「一般旅券の名義人」に、「当該旅券」を「当該一般旅券」に、「都道府県知事又は」を「都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して」に改め、「国外においては」の下に「最寄りの領事館に出頭の上」を加え、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、国内において届け出る場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができ

る。

第十七条に次の三項を加える。

2 前項の場合において、一般旅券の名義人が病氣、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により出頭が困難であると認められるときは、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じて届出を行うことができる。

一 一般旅券の名義人の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、一般旅券の名義人の指定した者(当該一般旅券の名義人のために届出を行うことが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。)

3 都道府県知事は、第一項の旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が人違いでないこと及び届出者が紛失旅券等届出書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

4 公用旅券の名義人は、当該公用旅券を紛失し、又は焼失した場合には、外務省令で定めるところにより、遅滞なく、国内においては各省各庁の長を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館に出頭の上領事官に、その旨を届け出なければならない。

第十八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を次のように改める。

五 前条第一項又は第四項の規定による届出があつたとき。

第十八条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の二(再発行を含む。第四号において同じ。を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第五号又は第六号」を「前項第六号又は第七号」に改める。

第十九条第一項第一号及び第二号中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第十三条第一項第五号」を「第十三条第一項第七号」に、「ときに」を「ときについて」に改め、同条第三項中「第四号の二」を「第六号」に改め、同条第五項中「第三号まで又は第五号の一」を「第四号まで又は第六号のいずれかに」に改める。

第十九条の三第一項及び第四項中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十条第一項第一号中「一万三千円を」「一万四千円」に改め、同項第二号中「八千円を」「九千円」に、「三千円」を「四千円」に改め、同項第三号中「三千円」を「四千円」に改め、同項第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、同条第二項中「第九号」を「第六号」に改め、同条第三項中「第九号」を「第六号」に、「第八条第三項、第九条第四項、第十条第三項」を「第九条第三項、第十条第四項」に改め、同条第四項中「加えた額」の下に「に相当するものとして政令で定める額」を加

え、同条第五項中「発給又は再発給」を「又は発給」に、「前四項」を「前各項」に改める。

第二十一条の三中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「第十三条」を「第十四条第一項及び第三項まで」に改める。

第二十三条第一項中「一」を「いずれかに」に、「三年」を「五年」に、「又は三十万円」を「若しくはは三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 行使の目的をもつて、自己名義の旅券又は渡航書を他人に譲り渡し、又は貸与した者

第二十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 行使の目的をもつて、他人名義の旅券又は渡航書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者

五 行使の目的をもつて、旅券又は渡航書として偽造された文書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者

第二十三条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 営利の目的をもつて、前項第一号、第四号又は第五号の罪を犯した者は、七年以下の懲役若しくはは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項(第四号及び第五号の所持に係る部分並びに第六号を除く。及び前項第一項第四号及び第五号の所持に係る部分を除く。)の未遂罪は、罰する。

第二十五条中「第二十三条第一項又は第二項に掲げる者に該当する者の旅券又は渡航書」を「第二十三条の罪(第一項第一号の未遂罪を除く。)を犯した者の旅券若しくは渡航書又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「第四号若しくは第五号」を「若しくはは第四号から第六号まで」に改める。

別表第一第四号二中「ハ」を「ト」に改め、同号へ中「ホ」を「ハ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ハ 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくはは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくはは第二項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪

別表第一に次の一号を加える。

六 旅券法第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくはは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくはは第二項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中旅券法第十三条、第十九条、第二十三条及び第二十五条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第二条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日

(旅券法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の旅券法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものと及び次条の規定に基づいて再発行された旅券は、第一条の規定による改正後の旅券法(以下「新法」という。)第五条又は第五条の二の規定により発行された旅券とみなす。

第三条 この法律の施行の日前にされた旅券に関する申請若しくは請求又は当該申請若しくは請求に係る処分については、なお従前の例による。

第四条 旅券を紛失し、又は焼失した者が、旧法第十条第一項若しくは第二項の規定に基づき旅券の再発給の申請若しくは請求を行った場合又は旧法第十九条の第三項の規定に基づき渡航書の申請を行った場合における当該紛失し、又は焼失した旅券の効力については、旧法第十八条第一項第五号の規定は、なおその効力を有する。

第五条 新法第十三条第一項第五号の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に刑に処せられた者について適用する。

第六条 新法第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第一条中旅券法第二十三条の改正規定の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日後となった場合には、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第九條第一項から第三項まで、第十條及び第十一條の規定は、第一条中旅券法第二十三條の改正規定の施行の日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第二十三條第一項の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたものとならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して第一条中旅券法第二十三條の改正規定の施行の日後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「第七條第一項」を「第八條第一項」に、「第八條第一項」を「第九條第一項」に、「第九條第一項ただし書」を「第十條第一項ただし書」に改め、「第十條第一項及び第三項」を削り、「第十七條」を「第十七條第一項から第三項まで」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項及び別表第五第五号中「第八條第一項」を「第九條第一項」に、「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、「同法第十條第一項の再発給又は」を削り、「増補」の下に「又は同法第十七條第一項の届出」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「第八條第一項」を「第九條第一項」に、「第九條第一項ただし書」を「第十條第一項ただし書」に改め、「第十條第一項及び第二項(同条第二項については、領事官に対する請求に係る部分に限る。)」を削り、「第七條第一項」を「第八條第一項」に、「第八條第三項、第九條第四項、第十條第三項」を「第九條第三項、第十條第四項」に改める。

審査報告書

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月二日

国土交通委員長 田名部匡省

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る免許制の登録制への緩和等を通じて外国人観光旅客に対する接遇の向上、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進、地域限定通訳案内士の創設等所要の措置を

講じようとするものであり、妥当な措置と認め

る。

一、費用
本法施行に伴い、平成十七年度一般会計予算(国土交通省所管)に、地域観光振興事業費補助金として約一億五千万円が計上されている。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十七年四月二十一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

(通訳案内業法の一部改正)

第一条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通訳案内士法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 通訳案内士試験(第五条―第十七条)

第三章 登録(第十八条―第二十八条)

第四章 通訳案内士の業務(第二十九条―第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条―第三十八条)

第六章 罰則(第三十九条―第四十三条)

附則

第四章 通訳案内士の業務

第十条を削る。

第九条の見出しを「(登録証の再交付)」に改め、同条中「通訳案内業者は、免許証を」を「通訳案内士は、登録証に」、「若しくは」を「又は」に改め、「又は免許証の記載事項に変更を生じたとき」及び「又は書換え」を削り、同条を第二十四条とし、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

第七条及び第八条を削る。

第六条の二を第十六条とし、同条の次に次の一条、章名及び六条を加える。

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士試験に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者(以下「申請者」という。)が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二条 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第六条第一項中「第三条の試験」を「通訳案内士試験」に改め、同条を第十五条とする。

第五条の五を第十四条とする。

第五条の四第一項中「通訳案内業者を営む者(以下「通訳案内業者」という。)」を「通訳案内士」に、「通訳案内業者試験委員」を「通訳案内士試験委員」に改め、同条を第十三条とする。

第五条の三を第十二条とする。

第五条の二第一項中「第三条の試験」を「通訳案内士試験」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「手数料」を「受験手数料」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の見出しを「(試験の方法及び内容)」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第三条の試験は、左の」を「筆記試験は、次に掲げる」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

第五条に次の一項を加える。

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。

第五条を第六条とし、同条の次に次の四条を加える。

(試験の免除)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の通訳案内士試験の当該外国語に

よる筆記試験

二 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

三 前条第二項各号に掲げる科目について筆記試験に合格した者と同等以上の知識又は能力を有する者として国土交通省令で定める者 当該科目についての筆記試験

(試験の執行)

第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、国土交通大臣が行う。

(合格証書)

第九条 通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第十条 通訳案内士試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通訳案内士試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第四条の次に次の章名及び一条を加える。

第二章 通訳案内士試験

(試験の目的)

第五条 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二条 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画(第三条―第五条)

第三章 地域観光振興事業の促進

第一節 地域観光振興事業計画の認定等(第六条―第十三条)

第二節 地域観光振興計画の作成等の提案(第十四条―第十六条)

第四章 旅行に要する費用の低廉化(第十七条・第十八条)

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上(第十九条)

第六章 雑則(第二十条―第二十五条)

第七章 罰則(第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条中「外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への」を削り、「宣伝」の下に「地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進」を加え、「多様化」を「整備等」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「地域観光振興事業」とは、第七条第一項の認定構想推進事業者が、単独で又は他の者と共同して実施する外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一 外国人観光旅客の観光の魅力を増進に資する教養文化施設その他の外国人観光旅客の来訪の促進に資する施設で、国土交通省

令で定めるものの整備及び運営に関する事業

二 外国人観光旅客の観光に適する催しに関する事業

三 外国人観光旅客の利便の増進を図るための運送事業

四 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝に関する事業

五 外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事業

六 その他外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画

第三条第一項並びに第二項第一号及び第五号中「多様化」を「整備等」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項

第五条を次のように改める。

(地域観光振興計画)

第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項(同条第六項後段において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村(以下単に「市町村」という。)は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観

光の振興に関する計画(以下「地域観光振興計画」という。)を定めることができる。

一 地域観光振興計画の区域(以下「振興地域」という。)

二 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する基本的な方針

三 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興の目標

四 振興地域における地域観光振興事業に関する基本的な事項

五 その他振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する事項

2 市町村は、地域観光振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、市町村の求めに応じ、地域観光振興計画の作成に関し、必要な助言を行うよう努めるものとする。

4 市町村は、地域観光振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣にその写しを送付しなければならない。

5 前三項の規定は、地域観光振興計画の変更について準用する。

第十条中「多様化」を「整備等」に改め、「宣伝」の下に「地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進」を加え、同条を第二十二条とする。

第九条の見出しを削り、同条を第十九条とし、同条の次に次の章名及び二条を加える。

第六章 雑則

(国の援助等)

第二十条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画又は地域観光振興計画の達成に資するため、これらの計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画又は地域観光振興計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

第二十一条 機構は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

第八条中「機構」を「独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第七条第二項中「昭和二十六年法律第百八十三号」及び「昭和二十四年法律第百八十七号」を削り、同条第三項を削り、同条を第十七条とする。

第六条を削る。

第五条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 地域観光振興事業の促進

第一節 地域観光振興事業計画の認定等

(地域観光振興事業構想の認定)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「地域観光振興事業構想」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 地域観光振興事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興地域における地域観光振興事業の概要

二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その地域観光振興事業構想が地域観光振興計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該地域観光振興事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

ならない。

(地域観光振興事業構想の変更等)

第七条 前条第三項の規定による地域観光振興事業構想の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定地域観光振興事業構想」という。)に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、同条第四項の規定は前項の場合について準用する。

(地域観光振興事業計画の認定)

第八条 認定構想推進事業者は、単独で又は他の者と共同して、認定地域観光振興事業構想に記載されている地域観光振興事業に関する計画(以下「地域観光振興事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該地域観光振興事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 地域観光振興事業計画には、次に掲げる事

項を記載しなければならない。

- 一 地域観光振興事業の目標及び内容
- 二 地域観光振興事業の実施時期
- 三 地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その地域観光振興事業計画が基本方針のうち第三条第二項第三号の指針となるべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該地域観光振興事業計画に係る地域観光振興事業が確実に実施される見込みがあることその他国土交通省令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(地域観光振興事業計画の変更等)

第九条 前条第四項の規定による地域観光振興事業計画の認定を受けた者(以下「認定地域観光振興事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域観光振興事業計画」という。)に従つて地域観光振興事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は第

一項の場合について、同条第五項の規定は前項の場合について準用する。

(道路運送法の特例)

第十条 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営営するものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(海上運送法の特例)

第十一条 地域観光振興事業を実施しようとする者が、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、

同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十一条の二第一項の届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(地方債の特例)

第十二条 市町村が、認定地域観光振興事業者のうち総務省令で定めるものが認定地域観光振興事業計画に従つて行おうとする総務省令で定める施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(報告の徴収)

第十三条 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者に対し、地域観光振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 地域観光振興計画の作成等の

提案

(地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画の作成等の提案)

第十四条 民法第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えなければならない。

(計画提案に対する市町村の判断等)

第十五条 市町村は、前条の規定による提案(以下「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえて地域観光振興計画の作成又は変更を必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(地域観光振興計画の作成等をしない場合にとるべき措置)

第十六条 市町村は、計画提案が行われた場合において、地域観光振興計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

第四章 旅行に要する費用の低廉化
本則に次の三条及び一章を加える。

(権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定める

ことができる。

第七章 罰則

第二十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)
第三条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上(第十九条)」を

「第五章 外国人観光旅客に
第一節 公共交通事業者
第二節 地域限定通訳案内
第三節 独立行政法人国

対する接遇の向上
等が講ずべき措置(第十九条―第二十二條)
内土(第二十三條―第三十六條)
際観光振興機構が講ずべき措置(第三十七條)―
三条」に、「第二十六條」を「第四十四條―第五十條」に改める。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者)に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による

軌道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十

七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次項第四号において同じ。)を営む者

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

5 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うための事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

第四条第一項第六号中「その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項」を削り、同項に次の二号を加える。

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあつて

は、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

第四条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。)に対する外国人観光旅客の需要に應ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第五条第一項中「含む」の下に「。第二十六条第二項において同じ」を加える。

第十条中(昭和二十六年法律第八十三号)を削る。

第十一条第一項中(昭和二十四年法律第八十七号)を削る。

第十七条第二項中(昭和六十一年法律第九十二号)、「(大正十年法律第七十六号)」及び(昭和二十七年法律第二百三十一号)を削る。

第二十六条を第四十七条とし、第七章中同条

の前に次の三条を加える。

第四十四条 第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の規定に違反した者

二 偽りその他の不正の手段により地域限定通訳案内士の登録を受けた者

三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の規定に違反した者

二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六章中第二十五条を第四十三条とし、第二十条から第二十四条までを十八条ずつ繰り下げる。

第五章中第十九条を第三十七条とし、同条の前に次の二節及び節名を加える。

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置

(外国語等による情報の提供の促進)

第十九条 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅

客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)

第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。

4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

(情報提供促進措置の実施)

第二十一条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画(次項において「情報提供促進

実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。

2 情報提供促進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 情報提供促進措置の対象となる旅客施設又は車両等

二 情報提供促進措置の内容

三 情報提供促進措置の実施予定期間

3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第二十二條 国土交通大臣は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 地域限定通訳案内士

(地域限定通訳案内士の業務等)

第二十三條 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

(地域限定通訳案内士となる資格)

第二十四條 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第三十六條第三項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三條第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(地域限定通訳案内士試験)

第二十六條 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四條第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三條まで及び第三十六條第一項の規定

並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行う。

(試験の方法及び内容)

第二十七條 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

(試験事務の代行)

第二十八條 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七條の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴

収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(役員の選任及び解任)

第二十九條 指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十六條第一項において準用する通訳案内士法第十二條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第三十條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督命令)

第三十一條 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び立入検査)

第三十二条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験の細目)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第三十四条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称表示の場合の義務)

第三十五条 地域限定通訳案内士は、その業務に関して地域限定通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た都道府県の名称を明示するものとし、当該都道府県以外の地域の名称を表示してはならない。

(通訳案内士法の準用)

第三十六条 通訳案内士法第七条、第九条並び

に第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(以下「外客来訪促進法」という。)第二十八条第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士」とあるのは「地域限定通訳案内士」として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同法第四項中「この法律」とあるのは「外客来訪促進法(外客来訪促進法」と読み替えるものとする。

2 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第十八条」と、同法第二十二条見出しを含む。中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客来訪促進法第二十五条各号」と、同法第二

十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客来訪促進法又は外客来訪促進法」と読み替えるものとする。

4 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同法第一項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置

本則に次の三条を加える。
第四十八条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
第四十九条 第三十六条第四項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出

をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第五十条 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(通訳案内業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の通訳案内業法(以下「旧法」という。)第三条の規定による試験に合格した者は、第一条の規定による改正後の通訳案内士法(以下「新法」という。)第五条の規定による通訳案内士試験に合格した者となす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による通訳案内業の免許を受けている者は、新法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第三条の規定による通訳案内業の免許の申請は、新法第十八条の規定による通訳案内士の登録の申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により交付されている免許証は、新法第二十二條の規定により交付された通訳案内士登録証とみなす。

4 この法律の施行の際現にされている旧法第九条の規定による免許証の再交付又は書換えの申請は、それぞれ新法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付の申請又は新法第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正の申請とみなす。

第四条 施行日前に旧法第四条第二号に規定する処分を受けた者については、当該処分を新法第四号第二号に規定する処分とみなす。ただし、同条の規定により通訳案内士となる資格を有しない期間については、なお従前の例による。

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、旧法第十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事実があつたときは、新法第三十三条第一項(第一号を除く。以下この条において同じ。)の規定により懲戒の処分の理由とされている事実があつたものとみなして同項の規定を適用する。

第六条 旧法第十四条第一項の規定により営業の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に営業の停止の期間中である者については、その処分を受けた日において新法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に通訳案内士又はこれに類似する名称を使用している者については、施行日から六月間は、新法第三十七条の規定は、適用しない。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)
第八条 附則第二条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法並びに第三条の規定による改正後の外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第五章第一節及び第二節の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百六の項を次のように改める。

百六 削除

別表第五第二十六号を次のように改める。

二十六 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。)による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第十三条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 指定認定機関(第十二条―第三十
第五章 雑則(第二十五条―第三十三
第六章 罰則(第三十一条―第三十三
条)」を「第四章 雑則(第十二条―第十四
条)」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除
第六条第一項中「(以下「計画特定事業等」という。)を削る。

第七条第一項中「計画活用行事及び計画特定事業等」を「基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等」に改める。

第四章を削る。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項と

し、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、第五章中同条を第十二条とする。

第二十六条及び第二十七条を削り、第二十八条を第十三条とする。

第二十九条を削り、第三十条を第十四条とする。

第五章を第四章とする。

第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十三条中「第二十五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、第六章中同条を第十五条とする。

第六章を第五章とする。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十四条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「通訳案内業」を「通訳案内」に改める。

(独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に、「第五条の二第一項」を「第十一条第一項」に、「同法第三条の試験」を「通訳案内士試験」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第

の借賃の算定基準

- 二 特定法人と締結する協定に関する事項
- ホ その他農林水産省令で定める事項

第十三条第一項中「農業委員会」の下に「(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。)」を加える。

第十七条第二項中「存する区域」の下に「及び生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域」を加え、「第二十七条第一項において」を「以下」に改める。

第十八条第三項第二号ただし書中「によつて利用権の設定等を受ける場合」の下に「特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合」を加える。

第二十三条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「認定農業者への利用権の設定等の促進」を「認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「農作業」を「認定農業者その他の構成員との役割分担その他農作業」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図る

ための措置に関する基本的な事項

第二十三条第三項第二号の次に次の一号を加える。

- 二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

第二十三条第六項第一号中「第二項第一号」を「第二項第二号」に改める。

第二十四条の見出しを「(勧奨等)」に改め、同条中「特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う」を削り、「その実施区域内」を「当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内」に、「当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体」を「認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていと認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

第二十六条の次に次の章名を付する。
第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置
第二十七条を次のように改める。

(農業委員会の指導)

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、基本構想の達成に資する見地から特に必要であると認めるときは、その区域(市街化区域を除く。)内に存する要活用農地の所有者又はその要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(次条第一項において「使用収益権を有する者」という。)に対し、当該要活用農地の農業上の利用の増進を図るために必要な指導をするものとする。

- 2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は同項の規定による指導をすることができないときは、同意市町村の長に対し、次条第一項の規定による通知をするよう要請することができる。

第二十七条の次に次の十一條及び一章を加える。

(特定遊休農地である旨の通知等)

第二十七条の二 同意市町村の長は、前条第二項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該要活用農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該要活用農地の農地所有者(使用収益権を有する者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。)に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないときは、農

林水産省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。

3 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

- 4 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等)

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人

(以下「農地保有合理化法人等」という。)で農林水産省令で定める要件に該当するものうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

4 前項の規定による協議に係る特定遊休農地の利用権の設定等を受けた農地保有合理化法人等は、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(都道府県知事の調停)

第二十七条の四 前条第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同条第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができ

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする

る。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第二項の指定をした同意市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第二十七条の五 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第二十七条の三第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権(農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第二十七条の六 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る特定遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る特定遊休農地を現に耕作の目的に供していない

理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第二十七条の七 都道府県知事は、第二十七条の五の規定による申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその特定遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが基本構想の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 二 特定利用権の内容
- 三 特定利用権の始期及び存続期間
- 四 借賃
- 五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその特定遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第二十七条の八 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書及び第六百十二条の規定は、前項の場合には、適用しない。

第二十七条の九 第二十七条の七第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第二十七条の七第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等を被告とする。

3 第二十七条の七第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特定利用権に係る貸借の解除)

第二十七条の十 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る特定遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない特定遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は市町村が、農地売買等事業又は特定法人貸付事業により特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(措置命令)

第二十七条の十二 同意市町村の長は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 同意市町村の長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた特定遊休農地の農地所有者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 同意市町村の長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ

たときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第四章の三 特定法人貸付事業の実施

第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体(以下この条において「実施主体」という。)は、第六条第二項第六号イの区域(市街化区域を除く。)において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

2 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人(実施主体が農地保有合理化法人である場合にあつては、特定法人及び同意市町村と締結するものとする)。

3 実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられている農用地について、特定法人が前項の協定に違反した場合に、当該農用地の貸付契約を解除することができる。この場合において、実施主体が農地保有合理化法人であるときは、実施主体である農地保有合理化法人は、あらかじめ、同

意市町村に協議しなければならない。

第二十八条第一項中「農地信託等事業を」(第四条第二項第二号又は第二号の二に掲げる事業)に改め、同条第四項中「農地信託等事業を」(第四条第二項第二号に掲げる事業)に改める。

第三十八条中「第十一号まで」の下に「、第二十七条の四、第二十七条の五、第二十七条の六、第二十七条の七、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十」を加える。

第三十九条の見出しを削り、同条第二号中「第二十七条第四項」を「第二十七条の二第二項」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条の次の章名及び一条を加える。

第六章 罰則

第三十九条 第二十七条の十二第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(農地法の一部改正)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項第二号中「現物出資」を「出資」に改める。

第三条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、第四号の四を第四号の五とし、同号の前に次の二号を加える。

四の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の四第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

四の四 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつ

て同法第二十七条の五に規定する特定利用権が設定される場合

第三条第一項第七号の二中「政令」を「農林水産省令」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 農業経営基盤強化促進法第六條第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）又は農地保有合理化法人が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四條第四項に規定する特定法人貸付事業以下「特定法人貸付事業」という。）の用に供するためこれらの権利を取得する場合

第三条第一項第八号中「に規定する農地信託等事業」を「若しくは第二号の二に掲げる事業」に改め、同条第二項第二号の二中「農業生産法人」の下に「及び農業経営基盤強化促進法第四條第四項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）を加え、同項第二号の四を同項第二号の五とし、同項第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合
 第三条第二項第四号中「農業生産法人」の下に「及び特定法人」を加え、同項第七号中「実施により貸し付けようとする場合」の下に「同意市町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合」を加える。

第七條第一項第十三号の二の次に次の三号を加える。
 十三の三 農業経営基盤強化促進法第二十七條の五から第二十七條の八までの規定により

つて設定された同法第二十七條の五に規定する特定利用権に基づいて耕作の事業に供されている小作地

十三の四 同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている小作地

十三の五 同意市町村又は農地保有合理化法人が所有し、かつ、特定法人貸付事業の実施により貸し付けている小作地

第十九條ただし書中「農業振興地域の整備に関する法律第十五條の七から第十五條の十一までの規定によつて設定された同法第十五條の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借及び」を削り、「規定する利用権に係る賃貸借」の下に「及び同法第二十七條の五から第二十七條の八までの規定によつて設定された同法第二十七條の五に規定する特定利用権に係る賃貸借」を加える。

第二十條第一項第五号中「農業振興地域の整備に関する法律第十五條の七から第十五條の十一まで」を「農業経営基盤強化促進法第二十七條の五から第二十七條の八まで」に、「第十五條の七第一項」を「第二十七條の五」に、「第十五條の十三」を「第二十七條の十」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定法人貸付事業の実施によつて特定法人のために設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、農業経営基盤強化促進法第二十七條の十三第三項の規定により行われる場合
 第二十條第八項中「解除条件」の下に「特定法人

人が農業経営基盤強化促進法第二十七條の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものを除く。」を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）
 第三條 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「（農業振興地域整備計画の案の縦覧等）」に改め、同条第一項中「のうち農用地利用計画」を削り、「案を」の下に「当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の農業振興地域整備計画のうち」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該公告を行つた市町村の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、当該市町村に意見書を提出することができる。
 第十一條に次の一項を加える。

12 第一項及び第二項の規定は、都道府県が行う第九條第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定について準用する。

第十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告しなければならぬ。

第十三條第四項中「第十一條」の下に「（第十二項を除く。）を、」第九條第二項の下に「及び第十一條第十二項」を加える。

第十五條の二から第十五條の十四までを削る。
 第十五條の十五第一項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加え、同条を第十五條の二とし、第十五條の十六を第十五條の三とし、第十五條の十七を第十五條の四とする。

第二十五條を次のように改める。

第二十六條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十五條の十五第一項」を「第十五條の二第一項」に改め、同条第三号中「第十五條の十六」を「第十五條の三」に改める。

附 則
 （施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」という。)第五条の規定により定められ、又は変更された同条第一項の基本方針は、第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「新基盤強化法」という。)第五条の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された同条第一項の基本方針とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第六条第六項の同意に係る同条第一項の基本構想(以下「旧基本構想」という。)は、新基盤強化法第六条第六項の同意に係る同条第一項の基本構想(以下「新基本構想」という。)とみなす。この場合において、市町村は、新基盤強化法第五条の規定により同条第一項の基本方針が定められ、又は変更された後遅滞なく、新基盤強化法第六条の規定により同条第一項の基本構想を定め、又は新基本構想とみなされた旧基本構想を変更しなければならない。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に係る農用地利用規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新基盤強化法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の認定があったときは、その認定があった日)までの間は、新基盤強化法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の認定に係る農用地利用規程とみなす。

4 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十七条第一項の規定による指導に係る同条第二

項から第十項までの規定による要請、勧告、協議その他の行為については、なお従前の例による。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 次条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる特定利用権についての農地法の特例については、なお従前の例による。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「旧農振法」という。)第十一条第一項(旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされた農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農振法第十五条の七第一項の承認を受けている協議が調ったこと(旧農振法第十五条の十一第二項の規定により協議が調ったものとみなされる場合を含む。)により設定された旧農振法第十五条の七第一項に規定する特定利用権については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農振法第十五条の七第一項の承認の申請があった場合における同項に規定する特定利用権の設定の手続及び当該手続により設定される特定利用権については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新基盤強化法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新基盤強化法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の項を削り、同表 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の項中「第十一条まで」の下に、「第二十七条の四、第二十七条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第二十七条の八第一項、第二十七条の十二」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第九条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十第一項第三号中「現物出資」を「出資」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の四第一項中「第二十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地」を「第五条第一

二項第四号ハに規定する遊休農地」に改め、同項第一号及び同条第三十一項中「第二十七条第四項」を「第二十七条の二第二項」に改める。

第七十条の六第一項中「第二十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地」を「第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地」に改め、同項第一号中「第二十七条第四項」を「第二十七条の二第二項」に改める。

(集落地域整備法の一部改正)

第十一条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七十条第四項中「第十二条の下に」「(第一項後段を除く。)」を加え、「同法第十三条第一項前段」を「同条第一項前段に改め、「変更により」との下に、「同条第四項中「第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)」とあるのは「第八条第四項」と、「第十二条とあるのは「第十二条(第一項後段を除く。)」を加える。

第十条第二項中「第十一条」を「第十一条第三項から第十一項まで」に改める。

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第十二条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第十一条」を「第十一条第三項から第十一項まで」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

別表第十七号中「地方公共団体又は農地保有

合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業を「削除」に改める。
(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)別表第十七号に掲げる事業(以下「特定法人貸付事業」という。)の実施により旧特区法第二十七条第三項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地(農地法第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)並びに特定法人貸付事業の実施主体(旧特区法第四条第二項第四号に掲げる実施主体をいう。)が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていないものについては、旧特区法第二十七条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に特定法人貸付事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地をいう。)の賃貸借については、旧特区法第二十七条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(景観法の一部改正)
第十五条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第十六条第七項第六号中「第十五条の十五第一項を」を「第十五条の二第二項」に改める。

平成十七年六月三日 参議院会議録第二十三号

一 項を「第十五条の二第二項」に改める。

第五十五条第四項中「第八項後段」を「第九項後段及び第十二項」に、「第十一条第一項中」当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画(景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)」と、同条第二項を「第十一条第三項」に、「農用地利用計画」を「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画」に、「景観農業振興地域整備計画」に係る景観法第五十五条第二項第一号を「景観農業振興地域整備計画(景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)」に係る同条第二項第一号に、「前項」を「第一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、「変更により」との下に、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条(第九項後段及び第十二項を除く。)」を加える。

第五十八条第一項中「第十五条の十五第一項」を「第十五条の二第二項」に、「第十五条の十五第四項各号」を「第十五条の二第四項各号」に改め、同条第二項中「第十五条の十五第五項」を「第十五条の二第五項」に改める。
(景観法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条(旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定

による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

審査報告書

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十七年六月二日

農林水産委員長 中川 義雄
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市民農園等の多様な農地利用の需要に適切に対応するため、構造改革特別区域における地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施することができる特例措置を全国において実施するとともに、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には市町村等との間で当該農地の適切な利用を確保するための協定の締結を要することとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「地方公共団体又は農業協同組合が行う」を削る。

第二条第二項中「地方公共団体又は農業協同組合」及び「農業協同組合」にあつては、組合員の所有に係る農地に限る。」を削り、「行う」を「の」に改め、同項に次の二号を加える。

四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。
五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。

イ その者が所有する農地(その者が当該農地に係る次条第三項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定(以下「貸付協定」という。))を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。ロ その者が地方公共団体又は農地保有合理

化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。）

第三条第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、」を削り、「ときを」に改め、「貸付規程」の下に「地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定」を加える。

第四条第一項中「前条第三項」を「地方公共団体（都道府県を除く。）又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項に、「場合並びに」を「場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに」に改め、同条第二項中「並びに当該を、」に改め、「いないもの」の下に「並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの」を加える。

第六条中「受けた者」の下に「（第二条第二項第五号に該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地

保有合理化法人）を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

別表第二十四号中「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を「削除」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法（以下「旧特区法」という。）第三十四条の規定の適用を受けて行われたこの法律による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「旧特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認（旧特区法第三十四条の規定の適用を受けて行われた市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第七条第一項又は第五項の規定による認定を受けた者が同法第十一条第一項の規定により旧特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けたものとみなされた場合における当該承認を含む。）に係る農地は、この法律による改正後の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地とみなす。

投票者氏名

日程第一 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名

二二〇名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	田浦 直君
青木 幹雄君	秋元 司君	田村 公平君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	伊達 忠一君
荒井 広幸君	有村 治子君	武見 敬三君
泉 信也君	市川 一朗君	鶴保 庸介君
岩井 國臣君	岩城 光英君	中川 義雄君
岩永 浩美君	魚住 汎英君	中曾根弘文君
小野 清子君	尾辻 秀久君	中村 博彦君
大仁田 厚君	大野つや子君	西島 英利君
太田 豊秋君	岡田 直樹君	野上浩太郎君
岡田 広君	荻原 健司君	橋本 聖子君
加治屋義人君	加納 時男君	藤野 公孝君
狩野 安君	景山俊太郎君	真鍋 賢二君
柏村 武昭君	片山虎之助君	松村 祥史君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	松山 政司君
河合 常則君	木村 仁君	水落 敏榮君
岸 宏一君	北川イッセイ君	森元 恒雄君
北岡 秀二君	国井 正幸君	山内 俊夫君
杏掛 哲男君	小池 正勝君	山崎 正昭君
倉田 寛之君	小泉 顕雄君	山崎 正昭君
小泉 昭男君	後藤 博子君	山谷えり子君
小斉平敏文君	佐藤 昭郎君	山本 順三君
鴻池 祥肇君	坂本由紀子君	吉村剛太郎君
佐藤 泰三君	清水嘉与子君	脇 雅史君
山東 昭子君	末松 信介君	浅尾慶一郎君
椎名 一保君	世耕 弘成君	伊藤 基隆君
鈴木 政二君	関谷 勝嗣君	犬塚 直史君
関口 昌一君		岩本 司君

田中 直紀君	田村耕太郎君	竹山 裕君
常田 享祥君	中川 雅治君	中島 啓雄君
中原 爽君	二之湯 智君	西銘順志郎君
野村 哲郎君	林 芳正君	保坂 三蔵君
松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君
溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山崎 力君
山下 英利君	山本 一太君	吉田 博美君
若林 正俊君	足立 信也君	朝日 俊弘君
池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君
小川 敏夫君	大石 正光君	大久保 勉君
加藤 敏幸君	木俣 佳丈君	工藤堅太郎君

郡司 彰君	小林 正夫君	白浜 一良君	高野 博師君
小林 元君	奥石 東君	谷合 正明君	遠山 清彦君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	西田 実仁君	浜田 昌良君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
櫻井 充君	芝 博一君	福本 潤一君	松 あきら君
島田智哉子君	下田 敦子君	山口那津男君	山下 栄一君
主濱 了君	榎葉賀津也君	山本 香苗君	渡辺 孝男君
鈴木 寛君	田名部匡省君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君
田村 秀昭君	高嶋 良充君	市田 忠義君	緒方 靖夫君
谷 博之君	千葉 景子君	紙 智子君	小池 晃君
辻 泰弘君	津田弥太郎君	小林美恵子君	大門実紀史君
那谷屋正義君	富岡由紀夫君	仁比 聡平君	吉川 春子君
直嶋 正行君	内藤 正光君	大田 昌秀君	近藤 正道君
羽田雄一郎君	西岡 武夫君	淵上 貞雄君	又市 征治君
平田 健二君	林 久美子君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
広田 一君	平野 達男君	鈴木 陽悦君	角田 義一君
広野ただし君	広中和歌子君		
藤末 健三君	福山 哲郎君		
藤原 正司君	藤本 祐司君		
前田 武志君	前川 清成君		
松岡 徹君	松井 孝治君		
円 より子君	松下 新平君		
峰崎 直樹君	水岡 俊一君		
築瀬 進君	森 ゆうこ君		
柳田 稔君	柳澤 光美君		
山根 隆治君	山下八洲夫君		
蓮 舫君	山本 孝史君		
若林 秀樹君	和田ひろ子君		
荒木 清寛君	渡辺 秀央君		
浮島とも子君	魚住裕一郎君		
風間 昶君	加藤 修一君		
木庭健太郎君	草川 昭三君		
	澤 雄二君		

反対者氏名

日程第二 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来
訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君 愛知 治郎君 二二二名
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大仁田 厚君 大野つや子君

〇名

太田 豊秋君	岡田 直樹君	松村 龍二君	松山 政司君
岡田 広君	荻原 健司君	三浦 一水君	水落 敏栄君
加治屋義人君	加納 時男君	溝手 顕正君	森元 恒雄君
狩野 安君	景山俊太郎君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
柏村 武昭君	片山虎之助君	山崎 力君	山崎 正昭君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	山下 英利君	山谷えり子君
河合 常則君	木村 仁君	山本 一太君	山本 順三君
岸 宏一君	岸 信夫君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
北岡 秀二君	北川イッセイ君	若林 正俊君	脇 雅史君
杳掛 哲男君	国井 正幸君	足立 信也君	浅尾慶一郎君
倉田 寛之君	小池 正勝君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君	池口 修次君	犬塚 直史君
小斉平敏文君	後藤 博子君	今泉 昭君	岩本 司君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	江田 五月君	小川 勝也君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
山東 昭子君	清水嘉子子君	大石 正光君	大江 康弘君
椎名 一保君	末松 信介君	大久保 勉君	岡崎トミ子君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
田浦 直君	田中 直紀君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
田村 公平君	田村耕太郎君	小林 正夫君	小林 元君
伊達 忠一君	竹山 裕君	奥石 東君	佐藤 泰介君
武見 敬三君	常田 享詳君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	齋藤 勁君	櫻井 充君
中川 義雄君	中島 啓雄君	芝 博一君	島田智哉子君
中曾根弘文君	中原 爽君	下田 敦子君	主濱 了君
中村 博彦君	二之湯 智君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君
西島 英利君	西銘順志郎君	田名部匡省君	田村 秀昭君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	高嶋 良充君	谷 博之君
長谷川憲正君	橋本 聖子君	千葉 景子君	ヅルキマルテ君
林 芳正君	藤野 公孝君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
松田 岩夫君	松村 祥史君	内藤 正光君	直嶋 正行君

○名

日程第三 農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

一二五名

阿部	正俊君	愛知	治郎君
青木	幹雄君	秋元	司君
浅野	勝人君	荒井	正吾君
荒井	広幸君	有村	治子君
泉	信也君	市川	一朗君
岩井	國臣君	岩城	光英君
岩永	浩美君	魚住	汎英君
小野	清子君	尾辻	秀久君
大仁田	厚君	大野つや子君	
太田	豊秋君	岡田	直樹君
岡田	広君	荻原	健司君
加治屋義人君		加納	時男君
狩野	安君	景山俊太郎君	
柏村	武昭君	片山虎之助君	
金田	勝年君	亀井	郁夫君
河合	常則君	木村	仁君
岸	宏一君	岸	信夫君
北岡	秀二君	北川イツセイ君	
杏掛	哲男君	国井	正幸君
倉田	寛之君	小池	正勝君
小泉	昭男君	小泉	顕雄君
小斉平敏文君		後藤	博子君
鴻池	祥肇君	佐藤	昭郎君
佐藤	泰三君	坂本由紀子君	

谷合	白浜	木庭健太郎君	風間	浮島とも子君	荒木	若林	吉田	山下	山崎	矢野	溝手	三浦	松村	松田	保坂	林	長谷川	野上	西島	中村	中曾根	中川	鶴保	武見	伊達	田村	田浦	関口	鈴木	椎名	山東	
正明君	一良君	太郎君	昶君		清寛君	正俊君	博美君	英利君	力君	哲朗君	顕正君	一水君	龍二君	岩夫君	三蔵君	芳正君	憲正君	浩太郎君	英利君	博彦君	弘文君	義雄君	庸介君	敬三君	忠一君	公平君	直君	昌一君	政二君	一保君	昭子君	
遠山	高野	澤	草川	加藤	魚住裕一郎君	脇	吉村剛太郎君	山本	山谷えり子君	山崎	山内	森元	水落	松山	松村	真鍋	藤野	橋本	野村	西銘順志郎君	二之湯	中原	中島	中川	常田	竹山	田村耕太郎君	田中	関谷	世耕	末松	清水嘉与子君
清彦君	博師君	雄二君	昭三君	修一君		雅史君		順三君	正昭君	俊夫君	恒雄君	敏栄君	政司君	祥史君	賢二君	公孝君	聖子君	哲郎君	哲郎君	智君	爽君	啓雄君	雅治君	享詳君	裕君	太郎君	直紀君	勝嗣君	弘成君	信介君		

九六名

西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	犬塚 直史君
今泉 昭君	岩本 司君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高嶋 良充君	谷 博之君
千葉 景子君	ソルチマルティ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君
内藤 正光君	直嶋 正行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君

日程第四 特定農地貸付けに関する農地法等の特
例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

林 久美子君	平田 健二君	岩井 國臣君	岩城 光英君	長谷川憲正君	橋本 聖子君	高嶋 良充君	谷 博之君
平野 達男君	広田 一君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	林 芳正君	藤野 公孝君	千葉 景子君	ツルギ マルイ君
広中和歌子君	広野ただし君	小野 清子君	尾辻 秀久君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
福山 哲郎君	藤末 健三君	大仁田 厚君	大野つや子君	松田 岩夫君	松村 祥史君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
藤本 祐司君	藤原 正司君	太田 豊秋君	岡田 直樹君	松村 龍二君	松山 政司君	内藤 正光君	直嶋 正行君
前川 清成君	前田 武志君	岡田 広君	荻原 健司君	三浦 一水君	水落 敏栄君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
松井 孝治君	松岡 徹君	加治屋義人君	加納 時男君	溝手 顕正君	森元 恒雄君	林 久美子君	平田 健二君
松下 新平君	円 より子君	狩野 安君	景山俊太郎君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	平野 達男君	広田 一君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君	柏村 武昭君	片山虎之助君	山崎 力君	山崎 正昭君	広中和歌子君	広野ただし君
森 ゆうこ君	築瀬 進君	金田 勝年君	亀井 郁夫君	山下 英利君	山谷えり子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君
柳澤 光美君	柳田 稔君	河合 常則君	木村 仁君	山本 一太君	吉村剛太郎君	藤本 祐司君	前田 清成君
山根 隆治君	山本 孝史君	岸 宏一君	岸 信夫君	吉田 博美君	脇 雅史君	松井 孝治君	松岡 徹君
蓮 舫君	和田ひろ子君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	若林 正俊君	脇 雅史君	松下 新平君	円 より子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君	倉掛 哲男君	国井 正幸君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
井上 哲士君	市田 忠義君	小泉 寛之君	小池 正勝君	池口 修次君	伊藤 基隆君	森 ゆうこ君	築瀬 進君
緒方 靖夫君	紙 智子君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	後藤 博子君	犬塚 直史君	柳澤 光美君	柳田 稔君
小池 晃君	小林美恵子君	小斉平敏文君	後藤 博子君	佐藤 昭郎君	岩本 司君	山根 隆治君	山本 孝史君
大門美紀史君	仁比 聡平君	鴻池 祥肇君	坂本由紀子君	今泉 昭君	小川 勝也君	蓮 舫君	和田ひろ子君
吉川 春子君	大田 昌秀君	佐藤 泰三君	清水嘉与子君	江田 五月君	尾立 源幸君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君
近藤 正道君	福島みづほ君	山東 昭子君	末松 信介君	大石 正光君	大江 康弘君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
淵上 貞雄君	又市 征治君	椎名 一保君	世耕 弘成君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	浮島とも子君	加藤 修一君
糸数 慶子君	黒岩 宇洋君	鈴木 政二君	関谷 勝嗣君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	風間 昶君	草川 昭三君
鈴木 陽悦君	角田 義一君	関口 昌一君	田中 直紀君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君	木庭健太郎君	澤 雄二君

阿部 正俊君	愛知 治郎君	中川 義雄君	中川 啓雄君	佐藤 道夫君	佐藤 泰介君	谷合 正明君	高野 博師君
青木 幹雄君	秋元 司君	中川 義雄君	中島 雅治君	佐藤 道夫君	佐藤 泰介君	谷合 正明君	高野 博師君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	中村 博彦君	二之湯 智君	齋藤 勁君	櫻井 充君	西田 実仁君	浜田 昌良君
荒井 広幸君	有村 治子君	西島 英利君	西銘順志郎君	下田 敦子君	島田智哉子君	福本 潤一君	松 あきら君
泉 信也君	市川 一朗君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	榛葉賀津也君	主濱 了君	山口那津男君	山下 栄一君
				田名部匡省君	鈴木 寛君	山本 香苗君	渡辺 孝男君
					田村 秀昭君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君

市田 忠義君 緒方 靖夫君
紙 智子君 小池 晃君
小林美恵子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 吉川 春子君
大田 昌秀君 近藤 正道君
福島みずほ君 洲上 貞雄君
又市 征治君 糸数 慶子君
黒岩 宇洋君 鈴木 陽悦君
角田 義一君

反対者氏名 ○名

関税の立替問題等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年五月十二日

参議院議長 扇 千景殿 尾立 源幸

関税の立替問題等に関する質問主意書

通関業者が輸入者に代わつて関税を立て替えているが、その額は一兆円にも上っている。輸入者が自己の優越的立場を利用して、立替を強要している事例もあると聞く。これによつて中小零細の通関業者は経営上、大きな不利益を被っている。よつて、以下質問する。

一 通関業者が輸入者に代わつて関税を立て替えている金額が年間延べ一兆円にも上るが、これに対する財務省の取組について説明されたい。
二 平成十五年三月に行われた関税政策・税関行政を巡る対話第五回会合でも、社団法人日本通

関業連合会副会長の鈴木宏氏が「業界で今、一番問題になっていますのは関税の立替の問題であり、延べ一兆円近くのを通関業者が立て替えているわけです。これを何とか立て替えないで済むように、法律的に措置が難しいならば、荷主から強要されたり、強制されたときに、こういうことなので立て替えできないのですよとなるべく言えるようなバックアップをお願いしたいと思ひます。」と発言している。これに対して、具体的な対応を採っているか否か説明されたい。

三 輸入者が通関業者に対する優越的な地位を利用して関税の立替を強要した場合、独占禁止法に抵触することとなると考えるが、見解を示されたい。

四 輸入者が通関業者に対する優越的な地位を利用して関税の立替を強要した場合、自己資金で納税しているものとの間に税負担の公平性が損なわれると考えるが、見解を示されたい。

五 関税の立替と同様に、法人税等の申告及び納税に関して、納税者である法人に代わつて申告事務を担当する税理士が法人税等を納付するような事例が発生した場合、法令上問題があるか否か説明されたい。

右質問する。

平成十七年五月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員尾立源幸君提出関税の立替問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員尾立源幸君提出関税の立替問題等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

輸入貨物に係る関税及び内国消費税(以下「関税等」という。)については、関係法令上は輸入者が納税することとされているが、通関業者が、業として、輸入者の依頼により輸入申告から輸入許可までの手続につき輸入者の代理をするに当たつて、輸入者に代わつて関税等の立替払をし、輸入貨物の引渡し後にその費用を手数料と一括して輸入者に対し請求するという役務を提供する場合がある。その立替払の額は、社団法人日本通関業連合会が加盟業者に対する調査に基づき平成十三年に行つた推計によると、年間約一兆円となつてゐることは承知してゐる。

ことを利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項の不正な取引方法に当たり、同法第十九条の規定に違反する。

お尋ねの行為が不正な取引方法に該当するか否かは、輸入者が通関業者に対して優越的な地位にあるか、通関業者が関税等の立替払を行うことが当該通関業者にとつて正常な商慣習に照らして不当に不利益を被ることとなるかなどについて、個別具体的な事例に即して判断すべきものであると考えてゐる。

四について

通関業者による関税等の立替払は、輸入者を代理して行つてゐるものであり、関係法令上は輸入者本人が納めたのと同じ効果を有している。仮にお尋ねのように輸入者が通関業者に対して優越的な地位にある場合、三について述べたような違法な行為が許されるものでないことは当然であるが、関税等の立替払は、基本的に通関業者と輸入者との間の民間の契約の問題であると考えてゐる。したがつて、関税等の立替払の有無が税負担の公平性に影響を与えたりは考えてゐない。

五について

法人税等の立替払は、関税の立替払と同様に、基本的に民間の契約の問題であつて、関係法令上は納付すべき者が納めたのと同じ効果を有しており、税法上問題はないと考えてゐる。

三について

一般に、自己の取引上の地位が優越してゐる

長野県南木曾町で起きたヘリコプター墜落事故に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年五月十六日

福島みずほ

参議院議長 扇 千景殿

長野県南木曾町で起きたヘリコプター墜落事故に関する質問主意書

平成十六年三月七日に、長野県南木曾町において中日本航空株式会社(以下「中日本航空」という。)が運航するヘリコプター墜落事故が発生し、乗員二名、乗客であつた信越放送株式会社(以下「信越放送」という。)の記者等二名の計四名が死亡する惨事となつた。

この事故の原因は、谷筋の道路で発生した交通事故の取材に赴いたヘリコプターが、送電線に衝突したものであるが、この送電線に航空障害標識が設置されていなかった。

この事故をきっかけとして、全国の送電線の点検が実施され、その調査結果に基づいて、平成十七年一月に、「送電線等の航空障害標識のあり方検討会報告」が出された。また、平成十七年三月二十五日には、本件事故について、航空事故調査報告書(以下「事故調査報告書」という。)が公表された。

これらの調査結果を踏まえ、本件事故の原因を究明し、同種事故の再発防止のための万全の方策を考えるため、以下質問する。

一 送電線における航空障害標識の設置について
1 送電線に昼間障害標識の設置されていた三か所について、その設置場所、送電線の地上

からの高さ及び設置時期及び国土交通省航空局(以下「航空局」という。)が設置の事実を認識した時期を明らかにされたい。また、送電線に昼間障害標識の設置されていた三か所について、航空法施行規則二百三十八条に基づく届出はなされているのか。なされているとすれば、その届出の時期も併せて示されたい。

2 送電線が一つの物件であり、その高さが六十メートル以上であれば、昼間障害標識及び航空障害灯が必要であることは自明と考えるが、本件事故以前に、航空局には、高さ六十メートル以上の送電線について、昼間障害標識及び航空障害灯が必要であるという認識はあつたのか。

3 本件事故以前に、高さ六十メートル以上の送電線について、昼間障害標識及び航空障害灯の設置の有無について、航空局が調査を行ったことはあるか。あるとすれば、その結果を明らかにされたい。また、平成十五年五月に出された「航空障害灯等の規制のあり方に関する検討報告」において、航空障害灯設置物件の全国調査がなされているが、これ以外に本件事故以前において昼間障害標識及び航空障害灯の設置の有無について、航空局が調査を行ったことはあるか。ないとすれば、なぜ行わなかったのかその理由を示されたい。

4 事故調査報告書二・一三・六に「昼間障害標識については、設置基準が定められているが、送電線の航空障害灯については、設置基準が具体的に設定されていない。」、事故調査報告書五・三に「現在、我が国では、送電線

に直接設置する航空障害灯に関して、設置基準が具体的に定められていない。」とあるが、なぜ設置基準を設定していなかったのか。設置基準が設定されていなければ、設置義務を遵守することはできないのではないのか。

5 「送電線等の航空障害標識のあり方検討会報告」によれば、送電線について、航空障害灯の設置までは要しないとしているが、その根拠として挙げられている理由はいづ実施された調査のどのような結果に基づくものか。

6 事故調査報告書六・一・四にある「百五十メートル以上の高さの送電線等で免除されている物件」六十件の物件について、物件名称、設置場所、物件の地上からの高さ、設置の時期、免除申請時期、免除決定時期、免除の理由及び今後の航空障害標識設置予定の有無を明らかにされたい。

7 事項調査報告書六・一・五にある「昼間障害標識の設置を必要とする山間部の送電線」五百八十六件について、物件名称、設置場所、物件の地上からの高さ、設置の時期、昼間障害標識(ないし代替措置)の設置予定時期を明らかにされたい。

また、事故調査報告書六・一・五にある「航空障害灯及び昼間障害標識の設置を必要とする海上部の送電線」六十七件についても、物件名称、設置場所、物件の地上からの高さ、設置の時期、航空障害灯と昼間障害標識(ないし代替措置)の設置予定時期を明らかにされたい。

二 中日本航空と信越放送の対応について
1 事故調査報告書二・一に「送電線の場所を記入した地図のコピーを持って行ったかどうか

かは分からなかった。」、事故調査報告書三・四に「機長が、そのコピーを持って行ったかどうかは確認できず」とあるが、そもそも中日本航空長野運輸所には本件事故現場の送電線の場所を記載した地図は備え付けられていたのか。備え付けられていた場合、何冊がどのように備え付けられていたのか。また、それらの地図のうち持ち出されたものはあるのか。

2 事故調査報告書二・一三・七によれば、中日本航空は「飛行に際し、送電線の場所を記入した地図を携行するようには指導していなかった。」とあるが、その根拠を具体的に回答されたい。

3 事故調査報告書三・八に「同社も送電線の場所を記入した地図を利用して経路上の危険な箇所の周知を行っていた」とあるが、具体的にどのような方法で行っていたのか。

4 事故調査報告書三・八に「機長は、読書付近に送電線が存在していることについてはある程度認識はしていたもの」とあるが、その根拠として事故調査報告書本文記載以外にも根拠があるか。

5 報告書二・一二という「カメラ防振装置」は、どのような型式のものか。また、そのカメラ防振装置に取り付けられていたカメラの型式は何か。さらに、このカメラ及びカメラ防振装置の組み合わせでは、ニュース素材としてふさわしい映像を撮影する場合、被撮影物に対してどの程度の距離まで高度を下げる必要があるのか。

6 事故調査報告書三・八に「取材飛行を優先して高度を下げた可能性が考えられる。」とあ

るが、どのような調査結果に基づいて、このように判断したのか。「取材飛行を優先して高度を下げた可能性」につき信越放送に対してどのような調査を行い、どのような調査結果を得たのか。

7 中日本航空においては、ヘリコプターに搭乗する操縦士及び整備士に対し、飛行空域における地理情報の伝達、鉄塔及び送電線の追加情報などに関する適切な講習又は連絡を行っていたのか。行っていた場合、その実施日時及び実施内容は何か。

8 中日本航空は今回の事故以前にも事業改善命令を受けているが、その際の命令事項についての改善動向を国土交通省はその後モニタリングしたのか。していたとすればどのようなモニタリングしたのか。また、今回の事故に伴う事業改善命令につき、今後どのようにモニタリングしていく予定か。

9 信越放送の航空取材に係る安全管理体制については具体的にどのような調査を行い、どのような結果を得ているのか。調査を行っていないとすればなぜ行わなかったのか。

10 信越放送には「航空取材ハンドブック」なる文書があるが、当局はその存在を把握しているか。

また、飛行指示及び許可を出す信越放送の役職に就く者には、「航空取材ハンドブック」の内容を熟知しておく義務があると考えるが、当日の当該役職者は「航空取材ハンドブック」の内容を熟知していたのか。

11 信越放送は飛行指示及び飛行許可を出す信越放送の役職に就く者に対しては、少なくとも

もその就任時に航空取材の指示者として必要な情報を周知させるための講習などを実施していたのか。していた場合、実施日時及び実施内容は何か。

12 信越放送の事故当日の飛行申請における手続は社内規定を遵守したものであったのか。また、遵守したものでないとしたら、具体的にどのような点を遵守しなかったのか政府はどのように把握しているのか示されたい。

13 事故当日、取材指示を出した信越放送の担当者(報道部長、デスク)は目的地の気象、地理及び送電線の状態に関して事前に把握していたのか。また、それらを中日本航空に対して連絡していたのか。把握していたものと把握していなかったものとを具体的に摘示して回答されたい。

平成十七年五月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出長野県南木曾町で起きたヘリコプター墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出長野県南木曾町で起きたヘリコプター墜落事故に関する質問に対する答弁書

一の1について

「送電線等に係る航空障害標識の設置等について」(平成十六年三月二十六日付国空保第五百二十七号・国空航第千二百四十五号)に基づ

き実施した送電線に関する調査により国土交通省において把握している限りでお答えすると、昼間障害標識が設置されている三か所の送電線に係るお尋ねの事項については、別紙一のとおりである。

一の2について

地表又は水面から六十メートル以上の高さの送電線については、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。)及び航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。)の規定に基づき、その設置者は、原則として、航空障害灯及び昼間障害標識(以下「航空障害標識」という。)を設置しなければならぬところ、航空障害灯については法第五十一条第一項ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合、昼間障害標識については規則第三百三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めた場合には、それぞれ航空障害標識を設置しなくてもよいこととされている。

送電線への航空障害標識の設置については、送電線の構造、航空障害標識の重量等による技術的な課題があることから、地理的条件によって航空障害標識の設置が必要でないと認められる場合、鉄塔に航空障害灯が設置されている等送電線への航空障害標識の設置に代わる措置がとられその効果が認められる場合等については、法第五十一条第一項ただし書の規定による許可等により、航空障害標識の設置を免除することとしてきたところである。

一の3について

平成十六年三月七日の長野県南木曾町でのヘ

リコプター墜落事故(以下「本件事故」という。)が発生する以前に、国土交通省において、地表又は水面から六十メートル以上の高さの送電線を対象として、航空障害標識の設置の有無の調査を行ったことはない。また、御指摘の全国調査以外に、例えば、平成十三年七月の規則改正に当たり、同省において、航空障害標識の設置年度別及び高さ区分別の調査を行っている。

一の4について

送電線に直接設置する航空障害灯については、送電線の構造、航空障害灯の重量等による技術的な課題があることから、現在のところ、送電線への航空障害灯の設置の基準は具体的に設定されていない。

一の5について

本件事故を踏まえて設置した「送電線等の航空障害標識のあり方検討会」において、平成十六年五月二十六日から同年九月三十日までの間に、ヘリコプターの操縦士を対象に実施した「送電線等航空障害物件の周辺における小型機運航実態調査」では、回答者の約七十五パーセントに相当する百八十名から、「山間部における夜間飛行はほとんどない」との回答があり、また、多数の回答者から、送電線の存在が予想される地域については危険を回避するために谷間には入り込まないが、やむを得ず谷間を飛行する場合は鉄塔の上を飛行しているとの回答があった。

これらの結果を踏まえて、同検討会の報告において、「山間部の送電線への航空障害灯の設置は必要ない」と考える。」とされたところである。

一の6について

国土交通省において把握している限りでお答えすると、御指摘の六十件の送電線に係るお尋ねの事項については、別紙二のとおりである。

一の7について

国土交通省において把握している限りでお答えすると、御指摘の五百八十六件及び六十七件の送電線に係るお尋ねの事項については、それぞれ別紙三及び別紙四のとおりである。

二の1について

航空事故調査官による中日本航空株式会社長野運航所(以下「長野運航所」という。)に対する調査により、送電線の場所を記載した地図が長野運航所に備え付けられていたことは確認しているが、同地図が何冊備え付けられていたかは確認していない。また、事故機の機長が同地図を複写して携行していたかについては、機体が炎上し機内の書類が焼失していたため確認できなかった。

二の2について

本件事故に関する「航空事故調査報告書」(以下「報告書」という。)の2・13・7に記載されているとおり、中日本航空株式会社(以下「中日本航空」という。)に対する聴き取り調査の結果、「指導していなかった」との回答を得ている。

二の3について

報告書の2・13・7に記載されているとおり、中日本航空に対する聴き取り調査の結果、「送電線の場所を記入した地図を示しながら危険な場所の説明をすることで周知を行っていた」との回答を得ている。

二の4について

お尋ねの根拠については、報告書に記載され

ているとおりである。

二の5について

本件事故は、取材撮影中に発生したものでないことから、本件事故の原因の究明に当たり、撮影機材の性能等に関する詳細な調査は行っており、お尋ねについてはお答えすることとは困難である。

二の6について

報告書の2・1に記載されているとおり、墜落したヘリコプターは、取材現場に向けて、通常は飛行しない谷間を飛行していたことが目撃されている。このような通常とは異なった飛行をした理由の一つとして、取材のために高度を下げて飛行した可能性も考えられるため、御指摘のような記述としたものである。また、信越放送株式会社に対しては、この件に関しての調査は行っていない。

二の7について

法第三十四条第二項の規定に基づく立入検査により、長野運航所では、中日本航空が定めた「報道取材飛行実施要領」に規定する「送電線、索道等の障害物を地図上にプロットすること」が実施されていなかったこと等、航空障害物件の情報を確実に把握するための体制に不備があったことを確認している。

二の8について

平成十三年五月十九日の三重県桑名市上空での空中衝突事故の発生を受けて、国土交通省大阪航空局長は、中日本航空に対し、同年六月二十七日、法第十二条の規定に基づき、運航の管理体制の改善、空中衝突事故等を防止するための外部監視の徹底、全社的な安全に対する取

組の強化及び安全意識の再徹底を内容とする事業改善命令を行っている。

国土交通省大阪航空局長では、同年七月十八日、中日本航空から改善報告を受けた後、同月二十三日及び二十四日に行った法第三十四条第二項の規定に基づく立入検査において、改善報告の実施状況を確認するため、事故航空機の基地である中日本航空の本社を实地に検査したほか、平成十四年度及び平成十五年度は、中日本航空の七か所の運航所において、同様に立入検査を行っている。

また、本件事故の発生を受けて、国土交通省大阪航空局長が平成十六年四月二十三日に行った事業改善命令については、国土交通省大阪航空局長では、同年五月二十一日に中日本航空から改善報告を受けた後、長野運航所及び本社を始め七か所の運航所に対する立入検査を実施しており、今年度においても、中日本航空の五か所の運航所に対する立入検査を計画している。

二の9及び11から13までについて

信越放送株式会社は、法第二百五条第二項の航空機使用事業者ではないことから、同社に対する詳細な調査は行っており、お尋ねの同社の航空取材に関する体制等については承知していない。

二の10について

御指摘の「航空取材ハンドブック」の存在については、新聞報道により承知しているが、同ハンドブックが信越放送株式会社内どのような取り扱われているのかについては承知していない。

別紙一

	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	送電線への航空障害標識の設置時期	送電線への航空障害標識の設置の事実を認識した時期	届出の時期
1	北緯35度39分36秒	東経139度50分43秒	110m	昭和54年4月20日	昭和54年4月20日	昭和54年4月20日
2	北緯35度48分17秒	東経140度43分55秒	118.7m	昭和57年8月18日	昭和57年8月18日	昭和57年8月18日
3	北緯33度16分41秒	東経131度13分08秒	66.3m～153.0m	平成5年7月6日	平成5年7月29日	平成5年7月29日

注1)送電線の設置場所は、当該送電線を懸架している2本の鉄塔のうち固有番号の若い方の鉄塔の緯度及び経度の値で表記している。なお、当該値は、平成14年4月1日に施行された測量法(昭和24年法律第188号)の一部改正前のものである。

注2)届出とは、規則第238条の規定に基づく届出をいう。

別紙二

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地盤又は水面からの高さ	送電線の設置時期	免除の申請時期	免除の決定時期
1	福島幹線 No.277-No.278	北緯36度35分27秒	東経140度11分11秒	153.8m	不明	昭和45年4月17日	昭和45年6月15日
2	福島東幹線 No.81-No.82	北緯37度12分05秒	東経140度48分18秒	160.0m	不明	昭和46年11月16日	昭和47年2月14日
3	高浜線 No.75-No.76	北緯35度22分39秒	東経135度19分17秒	188.5m	不明	不明	昭和50年11月19日
4	南信幹線 No.85-No.86	北緯35度20分58秒	東経137度49分49秒	189m	不明	昭和51年6月8日	昭和51年6月28日
5	新潟山形線 No.9-No.10	北緯34度47分51秒	東経133度25分28秒	203m	不明	不明	昭和52年3月6日
6	新潟山形線 No.76-No.77	北緯34度50分47秒	東経133度44分32秒	174.0m	不明	不明	昭和52年4月28日
7	新潟山形線 No.98-No.97	北緯34度50分30秒	東経133度49分55秒	241.8m	不明	不明	昭和52年4月28日
8	新潟山形線 No.77-No.78	北緯34度32分08秒	東経132度24分28秒	207.5m	不明	不明	昭和52年11月9日
9	奥羽幹線 No.69-No.70	北緯34度22分55秒	東経135度54分19秒	242.5m	不明	不明	昭和52年11月17日
10	新潟山形線 No.29-No.30	北緯35度47分48秒	東経139度12分18秒	177.2m	不明	昭和52年11月25日	昭和52年12月15日
11	新山山形線 No.82-No.83	北緯34度15分40秒	東経131度34分00秒	179.0m	不明	不明	昭和53年5月17日
12	本川線 No.47-No.48	北緯33度47分52秒	東経133度22分35秒	213m	不明	不明	昭和53年7月13日
13	飯沼幹線 No.71-No.72	北緯34度59分01秒	東経137度49分48秒	228m	不明	昭和52年1月25日	昭和53年7月27日
14	飯沼幹線 No.289-No.290	北緯36度00分07秒	東経138度00分47秒	167m	不明	昭和51年12月3日	昭和53年8月7日
15	新秋田線 No.29-No.30	北緯35度47分50秒	東経139度11分28秒	171m	不明	昭和52年11月25日	昭和53年8月14日
16	飯沼東幹線 No.132-No.134	北緯36度25分10秒	東経138度11分45秒	158m	不明	不明	昭和53年11月6日
17	大船北幹線 No.58-No.57	北緯33度39分48秒	東経132度42分03秒	161m	不明	不明	昭和53年12月4日
18	500kV東九州幹線 No.107-No.108	北緯32度14分38秒	東経130度40分54秒	174.8m	不明	不明	昭和54年5月21日
19	日野幹線 No.22-No.24	北緯34度53分20秒	東経133度24分45秒	154m	不明	不明	昭和55年7月28日
20	新多摩線 No.80-No.81	北緯35度36分38秒	東経139度13分43秒	173.4m	不明	昭和55年4月4日	昭和55年7月31日
21	四国中央東幹線 No.158-No.160	北緯33度56分17秒	東経133度24分24秒	158m	不明	不明	昭和55年10月20日
22	500kV東本幹線 No.181-No.182	北緯33度00分44秒	東経130度54分00秒	156.5m	不明	不明	昭和56年3月18日
23	伊勢幹線 No.118-No.117	北緯34度53分03秒	東経136度20分56秒	170m	不明	不明	昭和57年5月6日
24	新秋田線 No.48-No.49	北緯35度15分44秒	東経135度26分44秒	165.8m	不明	不明	昭和61年11月18日
25	電名瀬戸線 No.34-No.35	北緯35度17分17秒	東経137度05分16秒	179m	不明	不明	昭和62年9月1日
26	本四道東線 No.71-No.72	北緯34度30分50秒	東経133度48分41秒	157.8m	不明	不明	昭和62年9月1日
27	本四道東線 No.108-No.110	北緯34度30分49秒	東経133度55分22秒	155.9m	不明	不明	昭和62年9月1日
28	西舞馬幹線 No.57-No.58	北緯36度19分43秒	東経138度41分25秒	178.8m	不明	昭和63年2月12日	昭和63年6月30日
29	四国中央西幹線 No.58-No.59	北緯33度35分00秒	東経132度30分33秒	178m	不明	不明	平成1年3月10日
30	四国中央西幹線 No.97-No.98	北緯33度37分17秒	東経132度40分05秒	220m	不明	不明	平成1年3月10日
31	四国中央西幹線 No.104-No.105	北緯33度37分33秒	東経132度42分10秒	151m	不明	不明	平成1年3月10日
32	大河内線 No.24-No.25	北緯35度10分48秒	東経134度47分26秒	170.8m	不明	不明	平成1年3月10日
33	500kV東九州幹線 No.224-No.225	北緯33度26分21秒	東経131度06分44秒	180.2m	不明	不明	平成2年9月27日
34	静岡幹線 No.71-No.72	北緯35度01分11秒	東経137度50分51秒	206m	不明	平成3年3月14日	平成3年7月1日
35	静岡幹線 No.89-No.90	北緯35度03分28秒	東経137度48分53秒	183m	不明	平成3年3月14日	平成3年7月1日
36	豊後幹線 No.89-No.90	北緯35度12分24秒	東経137度19分33秒	181m	不明	不明	平成4年5月19日
37	東舞馬幹線 No.41-No.42	北緯36度34分50秒	東経139度02分48秒	217.0m	不明	平成4年10月26日	平成5年1月28日
38	雨いわけ幹線 No.308-No.309	北緯36度34分41秒	東経139度24分23秒	238.3m	不明	平成4年10月26日	平成5年1月28日
39	川内線 No.104-No.105	北緯37度12分35秒	東経140度44分46秒	166.9m	不明	平成5年6月11日	平成5年8月16日
40	豊城幹線 No.89-No.87	北緯35度28分28秒	東経137度18分41秒	222m	不明	不明	平成6年2月1日
41	豊城幹線 No.50-No.51	北緯35度33分15秒	東経137度10分57秒	244m	不明	不明	平成6年12月26日
42	熊鷹幹線 No.818-No.8187	北緯36度19分32秒	東経136度53分42秒	151m	不明	不明	平成7年6月26日
43	南阿蘇幹線 No.23-No.24	北緯33度49分20秒	東経134度29分50秒	174m	不明	不明	平成7年12月26日
44	三城幹線 No.87-No.88	北緯35度31分26秒	東経136度30分47秒	197m	不明	不明	平成8年3月27日
45	三城幹線 No.197-No.198	北緯35度36分57秒	東経136度56分18秒	188m	不明	不明	平成8年3月27日
46	三城幹線 No.129-No.130	北緯35度35分05秒	東経136度37分43秒	173m	不明	不明	平成8年3月27日
47	西青東線 No.3-No.4	北緯43度09分39秒	東経142度54分51秒	153m	不明	平成8年6月17日	平成8年6月25日
48	福岡西線 No.57-No.58	北緯35度08分45秒	東経134度20分11秒	183.8m	不明	不明	平成8年9月26日
49	福岡西線 No.78-No.79	北緯35度04分17秒	東経134度34分33秒	187.3m	不明	不明	平成8年9月26日
50	阿波瀬門線 No.88-No.89	北緯34度09分47秒	東経134度27分24秒	201m	不明	不明	平成8年12月26日
51	南大和線 No.82-No.83	北緯34度23分09秒	東経135度49分15秒	151.0m	平成10年10月1日～ 平成11年10月25日	平成9年10月21日	平成9年11月7日
52	中国東幹線 No.91-No.92	北緯35度07分19秒	東経133度42分30秒	231m	～平成13年6月下旬	平成10年8月19日	平成10年8月26日
53	青森線 No.54-No.55	北緯35度22分43秒	東経135度19分17秒	189.4m	平成10年9月1日～ 平成12年10月31日	平成10年10月1日	平成10年10月13日
54	山崎智恵線 No.59-No.60	北緯35度08分51秒	東経134度19分36秒	193.8m	平成10年10月8日～ 平成12年5月31日	平成11年3月6日	平成11年3月25日
55	山崎智恵線 No.4-No.5	北緯35度04分09秒	東経134度35分34秒	228.4m	平成10年10月8日～ 平成13年5月31日	平成11年3月5日	平成11年3月25日

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地盤又は水面からの高さ	送電線の設置時期	免除の申請時期	免除の決定時期
56	福井中央線 No.26-No.27	北緯35度05分45秒	東経134度44分03秒	181.0m	平成10年10月8日～ 平成13年5月31日	平成11年3月5日	平成11年3月25日
57	富嶺幹線 No.90-No.91	北緯32度03分52秒	東経130度54分28秒	171.9m	平成12年1月～ 平成14年8月	平成11年12月1日	平成12年2月16日
58	富嶺幹線 No.163-No.164	北緯31度55分51秒	東経131度09分08秒	159.1m	平成12年1月～ 平成14年8月	平成11年12月1日	平成12年2月16日
59	中国東幹線 No.18-No.19	北緯35度14分20秒	東経133度26分01秒	192.7m	～平成13年8月下旬	平成12年3月14日	平成12年4月3日
60	JR新坂本分岐線 No.12-No.13	北緯32度25分17秒	東経130度39分04秒	166.0m	平成14年5月～ 平成15年7月	平成13年12月7日	平成14年1月28日

注1) 送電線の設置場所は、当該送電線を懸架している2本の鉄塔のうち固有番号の若い方の鉄塔の緯度及び経度の値で表記している。なお、当該値は、平成14年4月1日に施行された測量法の一部改正前のものである。

注2) 免除とは、法第51条第1項ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けること及び規則第132条の2第1項の規定により国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めることをいう。

注3) 免除の理由については、地理的条件によって航空障害標識の設置が必要でないと認められること、鉄塔に航空障害灯が設置されている等送電線への航空障害標識の設置に代わる措置がとられその効果が認められること等について個別に判断している。

注4) 60か所の送電線のうち「送電線等の航空障害標識のあり方検討会」で航空障害標識の設置が原則として必要なものとして特定された14か所の送電線（4.13.16.17.25.28.30.32.37.40.41.45.53.60）については、平成20年3月までに航空障害標識が設置される予定である。

別紙三

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	屋間障害物の設置の予定時期
1	道南幹線 No.0-81-No.0-82	北緯42度50分52秒	東経141度04分02秒	68.1m	平成18年6月
2	道南幹線 No.0-82-No.0-83	北緯42度50分42秒	東経141度03分47秒	69.7m	平成18年6月
3	泊幹線 No.45-No.46	北緯43度01分38秒	東経140度40分00秒	95.0m	平成18年9月
4	室蘭西幹線 No.116-No.117	北緯42度51分08秒	東経141度05分27秒	66.7m	平成18年9月
5	戸別支線 No.1-No.2	北緯43度30分56秒	東経142度12分25秒	66.4m	平成18年9月
6	狩勝幹線 No.274-No.275	北緯43度08分55秒	東経142度49分50秒	62.0m	平成18年9月
7	北興幹線 No.178-No.179	北緯40度27分27秒	東経140度37分52秒	87.0m	平成18年11月
8	北興幹線 No.179-No.180	北緯40度27分32秒	東経140度38分04秒	85.0m	平成18年11月
9	南津軽線 No.98-No.99	北緯40度25分50秒	東経140度38分02秒	75.0m	平成18年11月
10	南津軽線 No.100-No.101	北緯40度26分02秒	東経140度38分21秒	84.0m	平成18年11月
11	早池峰幹線 No.98-No.99	北緯39度21分30秒	東経141度17分36秒	162.0m	平成18年12月
12	早池峰幹線 No.214-No.215	北緯39度44分15秒	東経141度15分06秒	137.0m	平成18年12月
13	北岩手線 No.13-No.14	北緯39度55分21秒	東経141度11分36秒	65.0m	平成19年12月
14	富古線 No.223-No.224	北緯39度37分28秒	東経141度49分58秒	62.0m	平成19年6月
15	羽中線 No.55-No.56	北緯39度40分46秒	東経140度54分09秒	67.0m	対象外
16	戸線 No.95-No.96	北緯40度08分22秒	東経141度17分48秒	67.0m	平成18年12月
17	第二大倉線 No.95-No.96	北緯39度15分20秒	東経141度48分21秒	62.0m	平成18年9月
18	小本川線 No.3-No.4	北緯39度37分51秒	東経141度52分44秒	67.0m	平成18年10月
19	旗帯線 No.7-No.8	北緯39度36分21秒	東経141度46分45秒	127.0m	平成18年12月
20	旗帯線 No.10-No.11	北緯39度36分42秒	東経141度47分07秒	132.0m	平成18年6月
21	旗帯線 No.12-No.13	北緯39度36分52秒	東経141度47分27秒	116.0m	平成18年6月
22	旗帯線 No.16-No.17	北緯39度37分06秒	東経141度48分06秒	72.0m	平成18年12月
23	近内線 No.9-No.10	北緯39度37分42秒	東経141度54分08秒	65.0m	平成18年12月
24	鈴久名線 No.19-No.20	北緯39度36分37秒	東経141度38分04秒	145.0m	平成17年12月
25	鈴久名線 No.21-No.27	北緯39度36分18秒	東経141度38分22秒	63.0m	対象外
26	鈴久名線 No.71-No.72	北緯39度36分01秒	東経141度45分29秒	71.0m	平成17年12月
27	常盤幹線 No.24-No.25	北緯38度12分20秒	東経140度35分13秒	81.0m	平成20年3月
28	常盤幹線 No.25-No.26	北緯38度12分05秒	東経140度35分11秒	80.0m	平成19年3月
29	常盤幹線 No.26-No.27	北緯38度11分58秒	東経140度35分18秒	115.0m	平成19年3月
30	常盤幹線 No.87-No.88	北緯38度00分30秒	東経140度34分44秒	124.0m	平成19年3月
31	常盤幹線 No.104-No.105	北緯37度57分48秒	東経140度36分36秒	96.0m	平成19年3月
32	常盤幹線 No.107-No.108	北緯37度57分35秒	東経140度37分10秒	83.0m	平成19年3月
33	仙台幹線 No.37-No.38	北緯38度12分51秒	東経140度44分43秒	81.0m	平成18年3月
34	青葉幹線 No.138-No.139	北緯38度18分17秒	東経140度40分08秒	114.0m	平成19年3月
35	青葉幹線 No.140-No.141	北緯38度17分52秒	東経140度40分46秒	106.0m	対象外
36	青葉幹線 No.150-No.151	北緯38度16分19秒	東経140度38分14秒	90.0m	平成20年3月
37	青葉幹線 No.151-No.152	北緯38度16分11秒	東経140度38分06秒	75.0m	平成20年3月
38	青葉幹線 No.152-No.153	北緯38度16分05秒	東経140度37分53秒	115.0m	平成19年3月
39	朝日幹線 No.361-No.362	北緯38度13分44秒	東経140度29分10秒	141.0m	平成19年3月
40	奥羽幹線 No.194-No.195	北緯38度44分17秒	東経140度45分13秒	74.0m	平成20年3月
41	奥羽幹線 No.195-No.196	北緯38度44分03秒	東経140度45分19秒	74.0m	平成18年3月
42	西仙台線 No.18-No.19	北緯38度14分42秒	東経140度41分32秒	70.0m	平成20年3月
43	仙山A線 No.45-No.46	北緯38度12分30秒	東経140度33分59秒	73.0m	平成20年3月
44	仙山B線 No.34-No.35	北緯38度12分31秒	東経140度34分01秒	70.0m	平成20年3月
45	西高線 No.50-No.51	北緯38度17分04秒	東経140度41分52秒	67.0m	平成20年3月
46	西高線 No.51-No.52	北緯38度17分00秒	東経140度41分35秒	78.0m	平成20年3月
47	西高線 No.66-No.67	北緯38度15分40秒	東経140度39分34秒	70.0m	平成20年3月
48	茂庭線 No.1-No.2	北緯38度13分05秒	東経140度47分11秒	65.0m	平成18年3月
49	岡線 No.28-No.29	北緯37度57分33秒	東経140度31分25秒	68.0m	平成20年3月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	星間障害標識の設置の予定時期
50	小原線 No.13-No.14	北緯37度59分16秒	東経140度33分50秒	93.0m	平成20年3月
51	小原線 No.15-No.16	北緯37度59分29秒	東経140度33分48秒	62.0m	平成20年3月
52	麻王幹線 No.99-No.100	北緯38度00分12秒	東経140度25分01秒	108.0m	対象外
53	仙台幹線 No.38-No.39	北緯38度13分03秒	東経140度44分50秒	71.0m	平成20年3月
54	仙台幹線 No.60-No.61	北緯38度16分06秒	東経140度48分03秒	86.0m	対象外
55	北奥幹線 No.39-No.40	北緯40度12分35秒	東経140度11分51秒	87.0m	平成19年3月
56	北奥幹線 No.40-No.41	北緯40度12分48秒	東経140度11分56秒	78.0m	平成20年3月
57	北奥幹線 No.41-No.42	北緯40度12分58秒	東経140度12分03秒	78.0m	対象外
58	秋田幹線 No.192-No.193	北緯39度40分38秒	東経140度41分54秒	77.0m	平成19年3月
59	秋田幹線 No.210-No.211	北緯39度42分08秒	東経140度45分07秒	84.0m	平成19年3月
60	羽中線 No.95-No.96	北緯39度42分07秒	東経140度45分49秒	118.0m	平成20年3月
61	羽中線 No.130-1-No.131	北緯39度38分16秒	東経140度39分35秒	63.0m	平成20年3月
62	澁川線 No.76-No.77	北緯40度06分18秒	東経140度48分23秒	90.0m	平成19年3月
63	神代線 No.25-No.26	北緯39度38分05秒	東経140度39分08秒	85.0m	平成20年3月
64	田沢線 No.89-No.90	北緯39度42分12秒	東経140度45分27秒	99.0m	対象外
65	湯瀬線 No.10-No.11	北緯40度07分41秒	東経140度49分28秒	66.0m	平成20年3月
66	湯瀬線 No.12-No.13	北緯40度07分53秒	東経140度49分23秒	71.0m	平成20年3月
67	湯瀬線 No.22-No.23	北緯40度08分25秒	東経140度48分33秒	89.0m	平成19年3月
68	仙山A線 No.81-No.82	北緯38度13分23秒	東経140度26分32秒	81.0m	平成17年12月
69	仙山A線 No.82-No.83	北緯38度13分24秒	東経140度26分17秒	96.0m	平成18年11月
70	仙山A線 No.84-No.85	北緯38度13分27秒	東経140度25分42秒	74.0m	平成18年11月
71	仙山B線 No.71-No.72	北緯38度13分30秒	東経140度26分37秒	66.0m	対象外
72	日本重化学小園線 No.71-No.72	北緯38度04分06秒	東経139度43分59秒	71.0m	平成19年11月
73	仙山B線 No.80-No.81	北緯38度13分35秒	東経140度25分13秒	63.0m	平成18年11月
74	東北幹線 No.76-No.77	北緯37度34分02秒	東経139度42分47秒	83.0m	平成20年3月
75	飯豊幹線 No.100-No.101	北緯37度39分01秒	東経139度35分25秒	106.0m	平成19年12月
76	飯豊幹線 No.106-No.107	北緯37度39分33秒	東経139度36分51秒	108.0m	平成19年12月
77	磐梯線 No.79-No.80	北緯37度31分10秒	東経140度08分31秒	79.0m	平成20年3月
78	阿賀西線 No.59-No.60	北緯37度39分13秒	東経139度37分41秒	139.0m	平成20年3月
79	阿賀東線 No.37-No.38	北緯37度36分36秒	東経139度44分04秒	87.0m	平成19年3月
80	東峰南線 No.37-No.38	北緯37度06分51秒	東経140度14分35秒	61.0m	平成17年10月
81	野沢線 No.2-No.3	北緯37度36分25秒	東経139度41分04秒	72.0m	平成19年3月
82	高柳特設線 No.1-No.2	北緯37度36分24秒	東経139度41分06秒	61.0m	平成20年3月
83	高柳特設線 No.13-No.14	北緯37度36分58秒	東経139度43分02秒	72.0m	平成20年3月
84	大滝線 No.24-No.25	北緯37度50分24秒	東経140度22分14秒	70.0m	対象外
85	東群島幹線 No.41-No.42	北緯36度34分50秒	東経139度02分46秒	217.0m	平成19年10月
86	西群島幹線 No.57-No.58	北緯36度19分43秒	東経138度41分25秒	176.8m	平成19年10月
87	玉原線 No.40-No.41	北緯36度40分59秒	東経138度58分06秒	87.0m	平成18年10月
88	岩本線No.2 -上毛幹線No.151	北緯36度36分05秒	東経139度02分51秒	81.3m	平成18年10月
89	西群島幹線 No.51-No.52	北緯36度21分28秒	東経138度42分43秒	138.8m	平成19年10月
90	新橋名線 No.69-No.70	北緯36度19分30秒	東経138度46分54秒	87.6m	平成18年10月
91	新橋名線 No.70-No.71	北緯36度19分13秒	東経138度46分52秒	117.1m	平成18年10月
92	新橋名線 No.71-No.72	北緯36度18分59秒	東経138度46分54秒	129.6m	平成18年10月
93	経瀬線 No.60-No.61	北緯36度20分19秒	東経138度43分14秒	76.2m	平成20年3月
94	経瀬線 No.10-No.11	北緯36度18分13秒	東経138度39分01秒	100.6m	対象外
95	経瀬線 No.11-No.12	北緯36度19分02秒	東経138度39分07秒	64.8m	対象外
96	上毛幹線 No.156-No.157	北緯36度35分30秒	東経139度03分07秒	99.1m	平成19年10月
97	八王子～上野原 No.56-No.57	北緯35度36分23秒	東経139度13分50秒	73.8m	平成18年6月
98	西相模線 No.5-No.6	北緯35度21分41秒	東経139度03分43秒	144.1m	平成18年12月
99	新多摩線 No.44-No.45	北緯35度33分55秒	東経139度13分07秒	99.5m	平成17年9月
100	新多摩線 No.66-No.67	北緯35度37分48秒	東経139度12分36秒	160.8m	対象外

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	基間障害物の設置の予定時期
101	新多摩線 No.67-No.68	北緯35度38分01秒	東経139度12分33秒	154.8m	対象外
102	酒匂川線 No.22-No.23	北緯35度22分11秒	東経139度01分21秒	67.1m	平成18年12月
103	相模湖線 No.2-No.3	北緯35度36分47秒	東経139度11分37秒	73.9m	平成18年3月
104	湯川東線 No.16-No.17	北緯37度42分06秒	東経139度24分27秒	180.0m	平成17年12月
105	中越幹線 No.57-No.58	北緯37度44分18秒	東経139度19分39秒	86.0m	対象外
106	中越幹線 No.58-No.59	北緯37度44分08秒	東経139度19分23秒	97.0m	対象外
107	五福幹線 No.82-No.83	北緯37度44分41秒	東経139度16分22秒	92.0m	平成18年12月
108	五福幹線 No.84-No.85	北緯37度44分23秒	東経139度16分20秒	67.0m	平成18年12月
109	東上越幹線 No.3-No.4	北緯37度03分19秒	東経138度41分17秒	99.0m	対象外
110	鹿新線 No.51-No.52	北緯37度44分04秒	東経139度19分46秒	95.0m	平成18年12月
111	湯川西線 No.1-No.2	北緯37度41分51秒	東経139度22分50秒	89.0m	平成18年12月
112	湯川東線 No.1-No.2	北緯37度42分11秒	東経139度26分12秒	65.0m	平成18年12月
113	湯川東線 No.20-No.21	北緯37度41分54秒	東経139度23分30秒	80.0m	平成18年12月
114	阿賀西線 No.5-No.6	北緯37度42分20秒	東経139度29分07秒	85.0m	平成18年12月
115	岩船支線 No.2-No.3	北緯38度04分34秒	東経139度38分17秒	79.0m	平成19年10月
116	渡良支線 No.1-No.2	北緯38度48分07秒	東経138度46分55秒	62.0m	平成20年3月
117	南魚沼線 No.5-No.6	北緯37度06分37秒	東経138度43分17秒	81.0m	対象外
118	南魚沼線 No.9-No.10	北緯37度06分12秒	東経138度43分58秒	68.0m	平成20年3月
119	南魚沼線 No.65-No.66	北緯38度59分47秒	東経138度48分12秒	62.0m	平成17年10月
120	青森線 No.145-No.146	北緯37度01分21秒	東経137度51分22秒	91.0m	平成18年5月
121	美川線 No.67-No.68	北緯37度42分28秒	東経139度31分42秒	63.0m	平成18年12月
122	安田線 No.1-No.1-1	北緯37度41分41秒	東経139度22分46秒	90.0m	平成18年12月
123	安田線 No.39-No.40	北緯37度44分12秒	東経139度18分45秒	63.0m	平成18年12月
124	鹿の鼻支線 No.1-No.2	北緯38度04分34秒	東経139度35分50秒	67.0m	平成19年3月
125	南十日町線 No.17-No.18	北緯37度07分03秒	東経138度43分42秒	63.0m	平成17年11月
126	杉野沢線 No.89-No.97	北緯36度51分10秒	東経138度11分18秒	76.0m	対象外
127	大谷第二線 No.3-No.4	北緯36度54分48秒	東経138度13分38秒	88.0m	平成17年9月
128	鹿沼線 No.111-No.112	北緯37度39分07秒	東経139度29分03秒	86.0m	平成18年12月
129	阿賀西線 No.2-No.3	北緯37度42分13秒	東経139度26分28秒	72.0m	対象外
130	阿賀西線 No.25-No.26	北緯37度42分29秒	東経139度33分06秒	146.0m	平成18年12月
131	阿賀西線 No.30-No.31-1	北緯37度42分07秒	東経139度33分54秒	83.0m	平成18年12月
132	阿賀西線 No.33-No.34	北緯37度41分43秒	東経139度34分15秒	83.0m	平成19年12月
133	阿賀西線 No.37-No.38	北緯37度41分19秒	東経139度34分41秒	79.0m	平成19年12月
134	南新潟幹線 No.149-No.150	北緯36度52分02秒	東経138度46分10秒	169.6m	平成20年3月
135	南新潟幹線 No.76-No.77	北緯37度11分00秒	東経138度46分02秒	106.5m	平成18年3月
136	南新潟幹線 No.77-No.78	北緯37度10分55秒	東経138度46分29秒	112.0m	平成18年3月
137	南新潟幹線 No.150-No.151	北緯36度51分37秒	東経138度46分23秒	143.8m	対象外
138	南新潟幹線 No.169-No.170	北緯36度46分16秒	東経138度49分02秒	183.7m	平成20年3月
139	南新潟幹線 No.91-No.92	北緯37度05分29秒	東経138度42分50秒	101.0m	平成20年3月
140	南新潟幹線 No.93-No.94	北緯37度05分17秒	東経138度43分16秒	97.0m	平成20年3月
141	中東京幹線山線 No.88-No.89	北緯37度15分41秒	東経138度55分07秒	72.4m	平成19年3月
142	中東京幹線山線 No.176-No.177	北緯37度03分08秒	東経138度41分09秒	67.0m	平成20年3月
143	湯沢線 No.16-No.17	北緯36度55分21秒	東経138度48分42秒	114.4m	平成19年3月
144	清津川線 No.3-No.4	北緯37度03分04秒	東経138度40分55秒	81.5m	平成18年3月
145	湯宿線 No.33-No.34	北緯36度48分39秒	東経138度46分50秒	61.9m	平成20年3月
146	新小千谷線 No.15-No.16	北緯37度16分00秒	東経138度46分54秒	71.5m	平成18年11月
147	新小千谷線 No.16-No.17	北緯37度15分51秒	東経138度46分00秒	75.0m	平成18年11月
148	川口～浦佐 No.10-No.11	北緯37度15分53秒	東経138度52分46秒	79.6m	平成18年6月
149	堀六線 No.1-No.2	北緯36度56分17秒	東経137度51分29秒	59.5m	対象外
150	北小谷線 No.7-No.8	北緯36度52分08秒	東経137度52分39秒	110.5m	平成21年12月
151	北小谷線 No.8-No.9	北緯36度52分17秒	東経137度52分33秒	143.5m	平成21年12月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	基間障害物の設置の予定時期
152	北小谷線 No.19-No.20	北緯36度53分34秒	東経137度51分52秒	59.2m	対象外
153	猪谷線 No.16-1-No.17-1	北緯36度30分10秒	東経137度14分39秒	228.0m	平成19年11月
154	猪谷線 No.16-2-No.17-2	北緯36度30分10秒	東経137度14分38秒	213.0m	平成19年11月
155	牧線 No.39-1-No.40-1	北緯36度30分13秒	東経137度14分44秒	226.0m	平成19年11月
156	牧線 No.39-2-No.40-2	北緯36度30分13秒	東経137度14分41秒	221.0m	平成19年11月
157	神通第一線 No.3-No.4	北緯36度30分44秒	東経137度13分53秒	77.0m	平成18年11月
158	神通第一線 No.8-No.9	北緯36度31分17秒	東経137度13分46秒	79.0m	平成19年11月
159	神通第一線 No.20-No.21	北緯36度33分06秒	東経137度13分11秒	65.0m	平成19年11月
160	猪谷線 No.14-1-No.15-1	北緯36度29分46秒	東経137度14分42秒	108.0m	平成19年11月
161	猪谷線 No.14-2-No.15-2	北緯36度29分46秒	東経137度14分41秒	114.0m	平成19年11月
162	牧線 No.38-No.37	北緯36度29分48秒	東経137度14分45秒	121.0m	平成19年11月
163	新猪谷線 No.6-No.7	北緯36度27分39秒	東経137度14分50秒	71.0m	平成19年11月
164	飛騨旧幹線 No.甲45-No.甲46	北緯36度26分55秒	東経137度13分41秒	295.6m	平成17年12月
165	飛騨旧幹線 No.乙45-No.乙46	北緯36度26分56秒	東経137度13分39秒	306.3m	平成17年12月
166	飛騨旧幹線 No.丙45-No.丙46	北緯36度26分54秒	東経137度13分44秒	297.4m	対象外
167	飛騨旧幹線 No.17-No.18	北緯36度31分27秒	東経137度13分32秒	103.0m	平成17年12月
168	飛騨新幹線 No.43-No.44	北緯36度27分37秒	東経137度14分29秒	155.0m	平成19年12月
169	飛騨旧幹線 No.49-No.49G1	北緯36度26分00秒	東経137度13分02秒	122.0m	平成19年12月
170	飛騨旧幹線 No.49G1-No.50	北緯36度25分51秒	東経137度12分47秒	99.8m	平成19年12月
171	飛騨旧幹線 No.22-No.23	北緯36度30分27秒	東経137度14分25秒	207.7m	平成19年12月
172	飛騨旧幹線 No.35-No.36	北緯36度28分10秒	東経137度14分46秒	103.0m	平成19年12月
173	飛騨旧幹線 No.27-No.28	北緯36度29分21秒	東経137度14分26秒	105.2m	平成19年12月
174	飛騨旧幹線 No.24-No.25	北緯36度29分50秒	東経137度14分21秒	73.0m	平成19年12月
175	越前嶺南線 No.148-No.149	北緯35度32分44秒	東経136度06分22秒	144.6m	対象外
176	湖東線 No.35-No.36	北緯35度32分21秒	東経136度05分42秒	113.4m	平成17年12月
177	大黒部幹線 No.419-No.420	北緯35度34分58秒	東経136度05分04秒	106.9m	平成18年12月
178	北陸幹線 No.甲234-No.甲235	北緯35度32分54秒	東経136度06分03秒	66.8m	平成19年12月
179	北陸幹線 No.乙234-No.乙235	北緯35度32分54秒	東経136度06分04秒	66.7m	平成19年12月
180	北陸幹線 No.乙241-No.乙242	北緯35度31分53秒	東経136度05分44秒	75.4m	平成19年12月
181	北陸幹線 No.甲241-No.甲242	北緯35度31分53秒	東経136度05分43秒	74.2m	平成19年12月
182	今津線 No.94-No.95	北緯35度36分12秒	東経136度05分37秒	69.1m	平成19年12月
183	西群島幹線 No.210-No.211	北緯35度36分43秒	東経138度47分21秒	164.6m	平成20年3月
184	西群島幹線 No.205-No.206	北緯35度38分34秒	東経138度46分39秒	222.8m	平成20年3月
185	西群島幹線 No.206-No.207	北緯35度38分13秒	東経138度46分20秒	255.9m	平成20年3月
186	西群島幹線 No.234-No.235	北緯35度32分02秒	東経138度51分22秒	130.2m	平成20年3月
187	西群島幹線 No.235-No.236	北緯35度31分49秒	東経138度51分36秒	109.2m	平成20年3月
188	西群島幹線 No.257-No.258	北緯35度27分20秒	東経138度55分47秒	134.8m	平成20年3月
189	葛野川線 No.23-No.24	北緯35度36分19秒	東経138度51分42秒	127.3m	対象外
190	天竜南線 No.113-No.114	北緯35度30分30秒	東経138度49分25秒	83.2m	平成19年3月
191	天竜南線 No.114-No.115	北緯35度30分20秒	東経138度49分40秒	93.5m	平成19年3月
192	天竜南線 No.146-No.147	北緯35度26分23秒	東経138度55分06秒	61.6m	平成19年3月
193	都賀線 No.65-No.66	北緯35度33分51秒	東経138度54分30秒	67.1m	平成18年3月
194	リニア山線 No.3-No.4	北緯35度34分02秒	東経138度55分02秒	71.6m	平成18年3月
195	富山線 No.57-No.58	北緯35度38分29秒	東経138度46分51秒	73.0m	対象外
196	富山線 No.84-No.85	北緯35度35分56秒	東経138度52分22秒	63.8m	平成19年3月
197	富山線 No.85-No.86	北緯35度36分00秒	東経138度52分32秒	68.5m	対象外
198	道路公園初鹿野線 No.1-No.2	北緯35度38分31秒	東経138度46分29秒	103.7m	平成19年3月
199	道路公園笹子線 No.1-No.2	北緯35度36分30秒	東経138度50分26秒	113.8m	対象外
200	道路公園笹子線 No.2-No.3	北緯35度36分18秒	東経138度50分19秒	67.8m	対象外
201	道路公園笹子線 No.8-No.9	北緯35度36分15秒	東経138度49分23秒	104.5m	対象外
202	道路公園笹子線 No.9-No.10	北緯35度36分19秒	東経138度49分17秒	134.2m	対象外

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は 水面からの高さ	区間障害標識の設置の予定時期
203	駒橋線 No.21-No.22	北緯35度36分53秒	東経138度59分56秒	67.1m	平成18年3月
204	河口湖線 No.46-No.47	北緯35度30分14秒	東経138度49分06秒	68.7m	平成19年3月
205	谷村線 No.36-No.37	北緯35度36分19秒	東経138度56分19秒	61.2m	平成20年3月
206	道志川線 No.16-No.17	北緯35度36分47秒	東経139度06分05秒	95.9m	平成19年3月
207	日川線 No.1-No.2	北緯35度39分13秒	東経138度44分43秒	61.5m	平成20年3月
208	金無川線 No.1-No.2	北緯35度47分13秒	東経138度24分41秒	110.8m	平成19年3月
209	金無川線 No.3-No.4	北緯35度47分04秒	東経138度24分15秒	60.6m	平成19年3月
210	甲信幹線 No.434-No.435	北緯35度39分56秒	東経138度30分53秒	61.6m	平成20年3月
211	都賀線御坂線 No.10-No.12	北緯35度34分12秒	東経138度46分32秒	67.6m	平成20年3月
212	天竜南線 No.19-No.20	北緯35度37分40秒	東経138度32分38秒	72.1m	平成20年3月
213	日野春線 No.4-No.5	北緯35度46分58秒	東経138度23分31秒	77.6m	平成19年3月
214	御坂線 No.9-No.10	北緯35度34分18秒	東経138度46分45秒	97.9m	平成20年3月
215	御坂線 No.10-No.11	北緯35度34分12秒	東経138度46分32秒	70.9m	平成19年3月
216	市川大門線No.16 -天竜南線No.19	北緯35度37分48秒	東経138度32分45秒	72.1m	平成20年3月
217	三郷線 No.6-No.7	北緯35度34分26秒	東経138度29分24秒	78.1m	平成20年3月
218	穂坪線 No.104-No.106	北緯35度16分15秒	東経138度27分21秒	77.1m	平成19年3月
219	天竜南線 No.98-No.97	北緯35度33分03秒	東経138度46分38秒	176.8m	平成20年3月
220	駒橋線 No.38-No.39	北緯35度36分17秒	東経139度02分07秒	75.7m	平成20年3月
221	駒橋線 No.52-No.53	北緯35度36分41秒	東経139度03分48秒	79.8m	対象外
222	田代幹線 No.72-No.73	北緯35度25分37秒	東経138度27分54秒	85.7m	平成19年3月
223	佐久間東幹線 No.163-No.164	北緯35度13分53秒	東経138度30分19秒	153.4m	平成18年3月
224	佐久間東幹線 No.308-No.309	北緯35度27分40秒	東経138度56分27秒	66.5m	平成19年3月
225	伊奈川第二須原線 No.24-No.25	北緯35度41分32秒	東経137度40分59秒	80.9m	平成18年12月
226	須原大井線 No.1-No.2	北緯35度41分45秒	東経137度40分46秒	84.5m	平成18年12月
227	須原松島線(須) No.34-No.35	北緯35度46分06秒	東経137度42分10秒	77.8m	平成18年12月
228	須原松島線(夜) No.20-No.21	北緯35度49分35秒	東経137度40分46秒	104.3m	平成18年12月
229	木曾幹線(須) No.須原P/S-No.乙1	北緯35度41分48秒	東経137度40分52秒	63.6m	平成18年12月
230	木曾幹線(須) No.須原P/S-No.甲1	北緯35度41分48秒	東経137度40分52秒	61.0m	平成18年12月
231	木曾幹線(既) No.28-No.29	北緯35度32分06秒	東経137度32分28秒	61.5m	平成18年12月
232	木曾幹線(既) No.29-No.30	北緯35度32分04秒	東経137度32分12秒	99.5m	平成18年12月
233	信濃東信線 No.133-No.134	北緯36度25分10秒	東経138度11分45秒	158.0m	平成20年3月
234	02-431-02-501	北緯36度46分36秒	東経138度19分55秒	84.0m	平成19年3月
235	JR大糸線 No.10-No.11	北緯35度38分00秒	東経137度36分42秒	183.0m	平成17年10月
236	南信幹線 No.85-No.86	北緯35度20分58秒	東経137度49分49秒	189.0m	平成19年3月
237	飯島線 No.8-No.9	北緯35度16分59秒	東経137度51分14秒	174.0m	平成18年3月
238	桑草南信線 No.6-No.7	北緯35度23分18秒	東経137度48分37秒	240.0m	平成18年9月
239	北竜湖上境線 No.13-No.14	北緯36度55分51秒	東経138度24分43秒	116.0m	平成18年6月
240	旭山北城線 No.78-No.79	北緯36度43分37秒	東経137度53分18秒	131.0m	平成18年6月
241	東信新北信線 No.116-No.117	北緯36度43分31秒	東経138度18分38秒	80.0m	平成20年3月
242	東信新北信線 No.117-No.118	北緯36度43分46秒	東経138度18分28秒	84.0m	対象外
243	新北信吉田線 No.8-No.9	北緯36度43分41秒	東経138度18分18秒	73.0m	平成20年3月
244	東信新北信線No.116 -新北信吉田線No.10	北緯36度43分31秒	東経138度18分38秒	95.0m	平成20年3月
245	豊田分岐線 No.1-No.2	北緯36度48分01秒	東経138度20分28秒	100.0m	平成18年6月
246	北城大町線 No.56-No.57	北緯36度36分59秒	東経137度51分42秒	62.0m	平成20年3月
247	新町北信線 No.6-No.7	北緯36度34分21秒	東経138度02分18秒	100.0m	平成18年6月
248	北信坂城線 No.8-No.9	北緯36度33分16秒	東経138度07分52秒	88.0m	対象外
249	信濃東信線 No.132-No.133	北緯36度24分52秒	東経138度11分35秒	141.0m	平成20年3月
250	上山田分岐線 No.10-No.11	北緯36度28分25秒	東経138度09分44秒	75.0m	平成20年3月
251	坂城大屋北線 No.17-No.18	北緯36度25分26秒	東経138度11分48秒	112.0m	平成20年3月
252	諏訪加沢線 No.116-No.117	北緯36度20分14秒	東経138度20分50秒	135.0m	平成18年6月
253	加沢分岐線 No.3-No.4	北緯36度21分08秒	東経138度21分16秒	64.0m	平成20年3月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	星間障害物の設置の予定時期
254	小筋経井沢線 No.17-No.18	北緯36度19分14秒	東経138度29分04秒	65.0m	平成20年3月
255	信濃中俣線 No.3-No.4	北緯36度04分16秒	東経137度58分57秒	110.0m	平成19年3月
256	信濃中俣線 No.19-No.20	北緯36度05分33秒	東経137度55分34秒	86.0m	平成19年3月
257	JR日出塩分岐線 No.1-No.2	北緯36度03分21秒	東経137度53分38秒	85.0m	平成20年3月
258	信濃東俣線 No.15-No.16	北緯36度05分09秒	東経138度01分22秒	102.0m	平成20年3月
259	佐久幹線 No.13-No.14	北緯36度05分11秒	東経138度01分18秒	124.0m	対象外
260	中俣木曾福島線 No.84-No.85	北緯35度57分12秒	東経137度47分47秒	63.0m	平成20年3月
261	セイコー富士見線 No.2-No.3	北緯35度56分06秒	東経138度12分05秒	74.0m	平成18年6月
262	東茅野富士見線 No.7-No.8	北緯35度58分18秒	東経138度10分40秒	66.0m	対象外
263	東茅野富士見線 No.9-No.10	北緯35度58分06秒	東経138度10分28秒	85.0m	平成18年6月
264	中俣木曾福島線 No.149-No.150	北緯35度50分08秒	東経137度41分22秒	93.0m	平成18年6月
265	JR大鼻和村線 No.21-No.22	北緯35度42分07秒	東経137度41分54秒	97.0m	平成18年6月
266	坂下南木曾線 No.1-3-No.1	北緯35度34分45秒	東経137度32分04秒	104.0m	平成18年6月
267	坂下南木曾線 No.4-No.5	北緯35度35分05秒	東経137度32分49秒	83.0m	平成20年3月
268	坂下南木曾線 No.20-No.21	北緯35度35分41秒	東経137度35分46秒	88.0m	平成18年6月
269	米川分岐線 No.1-No.2	北緯35度23分22秒	東経137度48分52秒	84.0m	平成20年3月
270	川根平岡通線 No.75-No.76	北緯35度16分14秒	東経137度50分49秒	106.0m	平成20年3月
271	志久見川第一分岐線 No.38-No.39	北緯36度59分01秒	東経138度33分58秒	90.0m	平成20年3月
272	大町坂北線 No.30-No.31	北緯36度27分50秒	東経137度56分24秒	79.0m	平成20年3月
273	安曇幹線2号線 No.24-No.25	北緯36度03分30秒	東経137度53分54秒	117.3m	平成18年6月
274	安曇幹線1号線 No.29-No.30	北緯36度04分51秒	東経137度58分41秒	94.6m	平成18年10月
275	安曇幹線1号線 No.33-No.34	北緯36度05分23秒	東経137度59分54秒	66.9m	平成18年10月
276	安曇幹線2号線 No.39-No.40	北緯36度04分44秒	東経137度58分42秒	85.0m	平成18年5月
277	安曇幹線2号線 No.46-No.47	北緯36度05分22秒	東経138度00分07秒	75.1m	平成18年5月
278	安曇幹線2号線 No.47-No.48	北緯36度05分29秒	東経138度00分14秒	66.7m	対象外
279	黒部幹線 No.318-No.319	北緯36度34分13秒	東経138度02分21秒	90.5m	平成19年10月
280	笹平線丸-No.1	北緯36度36分31秒	東経138度04分55秒	69.1m	平成20年3月
281	小田切線 No.1-No.2	北緯36度37分15秒	東経138度07分24秒	66.6m	平成20年3月
282	厚川線 No.37-No.38	北緯36度27分58秒	東経137度57分51秒	101.2m	平成18年10月
283	厚川線 No.48-No.49	北緯36度26分27秒	東経137度56分28秒	75.7m	平成19年10月
284	北小谷線 No.1-No.2	北緯36度51分32秒	東経137度53分26秒	73.8m	平成21年12月
285	北小谷線 No.5-No.6	北緯36度51分50秒	東経137度52分56秒	68.5m	平成21年12月
286	北小谷線 No.6-No.7	北緯36度51分54秒	東経137度52分44秒	69.0m	平成21年12月
287	須原松島線(須) No.17-No.18	北緯35度43分32秒	東経137度42分42秒	77.1m	平成18年12月
288	新穂谷線 No.7-No.8	北緯36度27分49秒	東経137度14分49秒	62.0m	平成19年11月
289	三枝幹線 No.197-No.198	北緯35度36分57秒	東経136度56分18秒	188.0m	平成19年3月
290	馬瀬二北岐線 No.69-No.70	北緯35度36分17秒	東経136度56分30秒	207.0m	平成18年3月
291	下牧大島線 No.34-No.35	北緯35度43分24秒	東経136度57分02秒	159.0m	平成18年3月
292	東部幹線 No.65-No.66	北緯35度28分25秒	東経137度12分27秒	153.0m	平成19年3月
293	愛岐幹線 No.86-No.87	北緯35度28分28秒	東経137度18分41秒	222.0m	平成19年3月
294	愛岐幹線 No.50-No.51	北緯35度33分15秒	東経137度10分57秒	244.0m	平成18年3月
295	多治見通線 No.4-No.5	北緯35度21分13秒	東経137度09分24秒	156.0m	平成18年6月
296	古川線 No.8-No.9	北緯36度10分29秒	東経137度15分00秒	79.0m	平成20年3月
297	久々野高山線No.28 -清見分岐線No.1	北緯36度05分57秒	東経137度15分50秒	120.0m	平成18年6月
298	久々野高山線 No.22-No.23	北緯36度04分50秒	東経137度15分00秒	93.0m	対象外
299	久々野高山線 No.23-No.24	北緯36度05分11秒	東経137度14分59秒	85.0m	対象外
300	下牧大島線 No.77-No.78	北緯35度50分44秒	東経136度53分04秒	99.0m	平成18年6月
301	高根馬瀬線 No.100-No.101	北緯35度51分17秒	東経137度13分26秒	72.0m	平成18年6月
302	久々野東上田線 No.37-No.38	北緯35度55分55秒	東経137度14分02秒	97.0m	平成18年6月
303	久々野東上田線 No.38-No.39	北緯35度55分42秒	東経137度13分50秒	95.0m	平成18年6月
304	八幡分岐線 No.1-No.2	北緯35度44分01秒	東経136度56分54秒	133.0m	平成18年6月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	屋間障害物の設置の予定時期
305	下牧大島線 No.20-No.21	北緯35度40分41秒	東経136度57分41秒	82.0m	平成18年6月
306	下牧大島線 No.49-No.50	北緯35度46分07秒	東経136度58分08秒	86.0m	平成18年6月
307	瀬戸川辺線 No.11-No.2	北緯35度43分47秒	東経137度12分17秒	71.0m	平成20年3月
308	西部幹線 No.182-No.183	北緯35度33分36秒	東経136度54分35秒	125.0m	平成19年3月
309	西部幹線 No.183-No.184	北緯35度33分32秒	東経136度54分52秒	78.0m	平成19年3月
310	北部西濃線 No.12-No.13	北緯35度30分43秒	東経136度53分49秒	90.0m	平成20年3月
311	北部西濃線 No.11-No.12	北緯35度30分45秒	東経136度54分01秒	80.0m	平成20年3月
312	下牧大島線 No.16-No.17	北緯35度40分06秒	東経136度57分39秒	80.0m	平成18年6月
313	東部幹線 No.39-No.40	北緯35度31分40秒	東経137度06分48秒	148.0m	平成19年3月
314	瀬戸川辺線 No.24-No.25	北緯35度39分21秒	東経137度10分03秒	133.0m	平成20年3月
315	新上麻生分岐線 No.1-No.2	北緯35度32分22秒	東経137度07分24秒	98.0m	平成18年6月
316	新上麻生分岐線 No.5-No.6	北緯35度32分02秒	東経137度07分01秒	148.0m	平成18年6月
317	下原名倉線 No.25-No.26	北緯35度39分34秒	東経137度09分51秒	85.0m	平成20年3月
318	苗木分岐線 No.13-No.14	北緯35度30分23秒	東経137度28分11秒	130.0m	平成18年6月
319	坂下分岐線 No.1-No.2	北緯35度31分11秒	東経137度31分21秒	82.0m	平成18年6月
320	東濃用水路合線 No.2-No.3	北緯35度31分41秒	東経137度31分42秒	63.0m	平成20年3月
321	西部幹線 No.50-No.51	北緯35度21分46秒	東経136度29分27秒	85.0m	平成19年3月
322	西部幹線 No.51-No.52	北緯35度21分59秒	東経136度29分23秒	70.0m	平成19年3月
323	三岐幹線 No.41-No.42	北緯35度20分57秒	東経136度26分32秒	141.0m	平成19年3月
324	東部幹線 No.84-No.85	北緯35度25分23秒	東経137度19分17秒	131.0m	対象外
325	愛岐幹線 No.100-No.101	北緯35度26分28秒	東経137度22分01秒	113.0m	対象外
326	下牧大島線No.9 -福野分岐線No.1	北緯35度39分01秒	東経136度57分20秒	89.0m	平成18年6月
327	瀬戸川辺線 No.26-No.27	北緯35度39分09秒	東経137度06分30秒	130.0m	平成20年3月
328	新上麻生分岐線No.5 -名倉川辺線No.24	北緯35度32分02秒	東経137度07分01秒	78.0m	平成20年3月
329	名倉川辺線 No.22-No.23	北緯35度32分22秒	東経137度07分53秒	68.0m	対象外
330	付知分岐線 No.1-1-No.1	北緯35度34分40秒	東経137度32分05秒	96.0m	平成18年6月
331	羽黒中濃線 No.15-No.16	北緯35度25分25秒	東経136度57分59秒	84.0m	平成20年3月
332	東上田瀬戸線 No.119-No.120	北緯35度46分37秒	東経137度13分42秒	207.0m	平成20年3月
333	東上田瀬戸線 No.16-No.17	北緯35度47分17秒	東経137度14分02秒	260.0m	平成20年3月
334	東上田瀬戸線 No.19-No.20	北緯35度46分37秒	東経137度13分38秒	218.0m	平成20年3月
335	瀬戸川辺線 No.11-No.2	北緯35度44分01秒	東経137度12分17秒	80.0m	対象外
336	下原名倉線 No.30-No.31	北緯35度38分28秒	東経137度11分07秒	101.0m	平成20年3月
337	名倉川辺線 No.29-No.30	北緯35度31分15秒	東経137度06分23秒	91.0m	平成20年3月
338	飛騨旧幹線 No.70-No.71	北緯36度22分28秒	東経137度10分56秒	207.3m	平成17年12月
339	新北陸幹線 No.188-No.187	北緯35度50分55秒	東経136度52分20秒	84.1m	平成18年3月
340	山口線 No.4-No.5	北緯35度33分58秒	東経137度31分51秒	62.0m	平成18年3月
341	須原大井線 No.80-No.81	北緯35度30分48秒	東経137度29分26秒	68.9m	平成18年12月
342	丸山幹線 No.72-No.73	北緯35度31分10秒	東経136度54分13秒	64.4m	平成18年3月
343	丸山幹線 No.75-No.76	北緯35度31分03秒	東経136度53分36秒	62.9m	対象外
344	丸山幹線 No.76-No.77	北緯35度31分01秒	東経136度53分24秒	63.7m	平成18年12月
345	関西丸山支線 No.2-No.3	北緯35度27分05秒	東経137度09分02秒	134.0m	平成18年3月
346	泰山支線 No.1-No.2	北緯35度27分58秒	東経137度06分14秒	60.9m	平成18年12月
347	丸山幹線 No.27-No.28	北緯35度29分25秒	東経137度04分26秒	62.3m	平成18年3月
348	関西幹線(笠) No.10-No.11	北緯35度27分37秒	東経137度16分06秒	247.8m	平成18年12月
349	飛騨旧幹線 No.95-No.96	北緯36度18分53秒	東経137度07分36秒	238.8m	平成19年12月
350	打保支線No.打保P/S -打保支線No.1	北緯36度22分54秒	東経137度10分53秒	100.7m	平成19年12月
351	飛騨新幹線 No.233-No.234	北緯36度00分09秒	東経137度17分33秒	81.3m	平成18年3月
352	飛騨旧幹線 No.301-No.302	北緯35度44分01秒	東経137度12分16秒	67.2m	平成18年12月
353	飛騨旧幹線 No.301-No.302	北緯35度44分00秒	東経137度12分16秒	67.6m	平成18年12月
354	須原大井線 No.65-No.66	北緯35度31分50秒	東経137度32分14秒	92.5m	平成18年12月
355	木曾幹線(既) No.50-No.51	北緯35度30分37秒	東経137度28分24秒	76.3m	平成18年12月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	基間障害物の設置の予定時期
356	須原大井線 No.100-No.101	北緯35度29分44秒	東経137度25分43秒	94.5m	平成18年12月
357	関西幹線(大) No.3-No.4	北緯35度28分56秒	東経137度23分21秒	110.9m	平成18年12月
358	関西幹線(大) No.32-No.33	北緯35度27分42秒	東経137度18分27秒	115.2m	平成18年12月
359	御母衣北幹線 No.72-No.73	北緯35度55分16秒	東経136度50分12秒	93.4m	平成19年3月
360	御母衣南幹線 No.2-No.3	北緯35度30分02秒	東経136度52分30秒	101.8m	平成19年3月
361	御母衣南幹線 No.4-No.5	北緯35度29分33秒	東経136度52分40秒	75.5m	平成19年3月
362	御母衣南幹線 No.36-No.37	北緯35度25分43秒	東経136度57分49秒	102.5m	平成19年3月
363	御母衣南幹線 No.37-No.38	北緯35度25分26秒	東経136度58分01秒	84.5m	平成19年3月
364	明神線 No.14-No.15	北緯35度21分32秒	東経139度00分23秒	110.8m	平成19年3月
365	王子特殊芝川線 No.1-No.2	北緯35度11分23秒	東経138度33分41秒	82.4m	平成18年3月
366	濱勾川線 No.14-No.15	北緯35度21分24秒	東経139度00分22秒	63.3m	平成20年3月
367	駿遠幹線 No.71-No.72	北緯34度59分01秒	東経137度49分48秒	228.0m	平成19年3月
368	川根秋葉線 No.84-No.85	北緯34度57分04秒	東経137度49分55秒	188.0m	平成18年3月
369	静岡幹線 No.71-No.72	北緯35度01分22秒	東経137度50分40秒	205.0m	対象外
370	佐久間川線 No.18-No.19	北緯35度02分48秒	東経137度51分05秒	176.0m	平成18年3月
371	通江駿遠線 No.37-No.38	北緯34度54分31秒	東経137度48分38秒	158.0m	平成18年9月
372	川根平岡通越線 No.35-No.36	北緯35度07分38秒	東経137度51分42秒	172.0m	平成18年3月
373	静岡幹線 No.89-No.90	北緯35度03分39秒	東経137度46分42秒	183.0m	対象外
374	長狭松野線 No.2-No.3	北緯35度12分01秒	東経138度33分42秒	97.0m	平成18年6月
375	駿遠幹線 No.96-No.97	北緯35度02分28秒	東経137度44分26秒	147.0m	対象外
376	佐岡黄布布線 No.1-No.2	北緯34度52分18秒	東経137度48分37秒	73.0m	平成18年6月
377	船明佐岡線 No.2-No.3	北緯34度53分19秒	東経137度48分26秒	86.0m	平成18年6月
378	和知野西渡線 No.81-No.82	北緯35度06分56秒	東経137度48分37秒	123.0m	平成20年3月
379	和知野西渡線 No.124-No.125	北緯35度05分04秒	東経137度49分43秒	145.0m	平成20年3月
380	古真立分岐線 No.5-No.6	北緯35度07分54秒	東経137度47分41秒	84.0m	平成20年3月
381	25工831-25工951	北緯35度06分32秒	東経137度50分57秒	63.0m	平成19年3月
382	佐久間東幹線 No.18-No.19	北緯35度02分43秒	東経137度50分56秒	220.1m	平成18年3月
383	佐久間西幹線 No.1-No.2	北緯35度05分28秒	東経137度48分22秒	103.0m	平成19年3月
384	佐久間西幹線 No.11-No.12	北緯35度03分54秒	東経137度46分58秒	124.0m	平成20年3月
385	佐久間東幹線 No.1-No.2	北緯35度05分27秒	東経137度48分23秒	101.0m	平成19年3月
386	秋葉線秋葉第2ST -秋葉線分No.3	北緯34度58分19秒	東経137度49分44秒	93.0m	平成20年3月
387	秋葉線 No.37-2-No.38	北緯35度05分12秒	東経137度48分30秒	82.0m	平成19年3月
388	新登根佐久間 No.11-No.12	北緯35度06分27秒	東経137度47分54秒	119.6m	平成19年3月
389	電名瀬戸線 No.34-No.35	北緯35度17分17秒	東経137度06分16秒	179.0m	平成19年3月
390	西渡黒来線 No.83-No.84	北緯34度58分27秒	東経137度37分08秒	102.0m	平成18年6月
391	西渡黒来線 No.84-No.85	北緯34度58分26秒	東経137度36分51秒	74.0m	対象外
392	伊勢幹線 No.103-No.104	北緯34度50分25秒	東経136度20分46秒	131.0m	平成19年3月
393	伊勢幹線 No.104-No.105	北緯34度50分38秒	東経136度20分44秒	120.0m	平成19年3月
394	中勢西名古屋線 No.43-No.44	北緯34度51分03秒	東経136度24分30秒	61.0m	平成20年3月
395	中勢青山線 No.72-No.73	北緯34度40分52秒	東経136度12分38秒	62.0m	平成19年3月
396	伊勢幹線 No.55-No.56	北緯34度39分46秒	東経136度19分40秒	133.0m	対象外
397	伊勢中勢線 No.59-No.60	北緯34度38分17秒	東経136度23分30秒	67.0m	平成19年3月
398	中勢青山 No.43-No.44	北緯34度40分01秒	東経136度18分14秒	82.0m	平成18年6月
399	北近江線 No.乙36-No.乙37	北緯35度30分43秒	東経136度05分20秒	189.8m	平成17年12月
400	北近江線 No.甲39-No.40	北緯35度30分37秒	東経136度06分19秒	189.0m	平成17年12月
401	山崎北線 No.38-No.39	北緯34度56分27秒	東経135度51分09秒	152.7m	平成18年3月
402	北近江線 No.143-No.144	北緯35度21分51秒	東経136度23分40秒	99.1m	対象外
403	北近江線 No.56-No.57	北緯35度31分56秒	東経136度08分59秒	104.8m	対象外
404	湖東線 No.45-No.46	北緯35度32分55秒	東経136度06分36秒	85.1m	平成17年12月
405	越前線南線 No.140-No.141	北緯35度33分45秒	東経136度08分08秒	125.1m	対象外
406	今津塩津線 No.36-No.37	北緯35度28分53秒	東経136度05分03秒	68.2m	平成19年12月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は 水面からの高さ	基間障害物の設置の予定時期
407	北近江線 No.153-No.154	北緯35度20分11秒	東経136度22分17秒	87.0m	対象外
408	湖東線 No.136-No.137	北緯35度19分33秒	東経136度19分11秒	92.0m	対象外
409	京神口支線 No.27-No.28	北緯34度59分20秒	東経135度50分47秒	124.8m	平成18年3月
410	豊田線 No.34-No.35	北緯34度59分19秒	東経135度50分25秒	95.0m	平成20年3月
411	高浜線 No.75-No.76	北緯35度22分38秒	東経135度19分17秒	186.2m	対象外
412	青森線 No.54-No.55	北緯35度22分43秒	東経135度19分17秒	189.4m	平成19年12月
413	舞鶴線 No.18-No.19	北緯35度23分01秒	東経135度18分38秒	172.0m	平成17年12月
414	新設部線 No.10-No.11	北緯35度19分20秒	東経135度17分04秒	99.4m	対象外
415	丹波群線 No.10-No.11	北緯35度19分18秒	東経135度17分02秒	89.8m	平成19年12月
416	北大和線 No.88-No.89	北緯34度45分44秒	東経135度56分07秒	167.5m	対象外
417	新設部線 No.69-No.70	北緯35度11分14秒	東経135度28分06秒	119.8m	対象外
418	和知支線No.新編104 -和知支線No.1	北緯35度14分55秒	東経135度24分54秒	84.4m	平成18年12月
419	丹波群線 No.21-No.21G1	北緯35度17分27秒	東経135度18分38秒	92.7m	平成19年12月
420	丹波群線 No.20-No.21	北緯35度17分33秒	東経135度18分25秒	84.1m	平成19年12月
421	新設部線 No.7-No.8	北緯35度05分49秒	東経135度29分33秒	71.1m	平成18年12月
422	丹波線 No.34-No.35	北緯35度08分16秒	東経135度29分51秒	133.8m	平成18年12月
423	新設部線 No.32-No.33	北緯35度08分30秒	東経135度30分17秒	73.0m	平成19年12月
424	御坊群線 No.248-No.247	北緯34度34分36秒	東経135度39分59秒	113.8m	平成18年6月
425	八尾道明寺線 No.22-No.23	北緯34度34分36秒	東経135度37分59秒	67.7m	平成18年6月
426	土師之屋支線 No.八尾23-No.1	北緯34度34分27秒	東経135度37分52秒	67.7m	平成18年6月
427	八尾道明寺線 No.23-No.24	北緯34度34分27秒	東経135度37分52秒	67.7m	平成18年6月
428	御坊群線 No.184-No.185	北緯34度22分48秒	東経135度36分00秒	140.8m	平成18年8月
429	多岐二火力線 No.44-No.45	北緯34度19分01秒	東経135度18分06秒	105.0m	平成17年8月
430	阪奈線 No.46-No.47	北緯34度34分28秒	東経135度39分58秒	106.1m	平成19年3月
431	大河内線 No.24-No.25	北緯35度10分48秒	東経134度47分26秒	170.6m	平成19年12月
432	播磨中央線 No.84-No.85	北緯35度06分33秒	東経135度03分59秒	124.2m	平成18年3月
433	奥多々良本線 No.62-No.63	北緯35度05分26秒	東経135度02分53秒	140.2m	対象外
434	播磨線 No.68-No.67	北緯34度58分53秒	東経134度38分19秒	114.0m	平成18年12月
435	播磨線 No.155-No.156	北緯34度57分27秒	東経134度58分13秒	103.2m	対象外
436	播磨線 No.154-No.155	北緯34度57分28秒	東経134度57分55秒	142.6m	対象外
437	滝野線 No.11-No.12	北緯34度56分52秒	東経134度56分06秒	62.4m	対象外
438	播磨線 No.102-No.103	北緯34度58分16秒	東経134度45分41秒	99.1m	対象外
439	大河内線 No.10-No.11	北緯34度45分51秒	東経135度56分14秒	67.2m	平成18年12月
440	紀ノ川線 No.41-No.42	北緯34度16分47秒	東経135度15分58秒	73.4m	平成17年11月
441	泉南群線 No.47-No.48	北緯34度17分14秒	東経135度16分11秒	106.0m	平成19年3月
442	新島取道結線 No.3-No.4	北緯35度12分53秒	東経134度11分33秒	103.0m	対象外
443	新島取道結線 No.4-No.5	北緯35度12分58秒	東経134度11分38秒	133.0m	対象外
444	江府線 No.5-No.6	北緯35度18分40秒	東経133度27分37秒	77.0m	平成18年10月
445	中国西群線 No.204-No.205	北緯34度33分09秒	東経131度48分07秒	148.0m	平成18年11月
446	中国中群線 No.188-No.189	北緯34度58分39秒	東経132度37分50秒	134.0m	平成19年12月
447	山陰群線 No.190-No.191	北緯34度59分11秒	東経132度37分11秒	144.0m	平成19年12月
448	日原線 No.1-No.2	北緯34度31分58秒	東経131度50分54秒	67.0m	平成18年11月
449	直江知井宮線 No.22-No.23	北緯35度19分36秒	東経132度46分36秒	120.0m	平成18年11月
450	直江知井宮線 No.23-No.24	北緯35度19分29秒	東経132度46分23秒	113.0m	平成18年11月
451	松江知井宮線 No.101-No.102	北緯35度18分44秒	東経132度46分02秒	126.0m	平成18年11月
452	瀬田見線 No.17-No.18	北緯34度59分12秒	東経132度37分07秒	109.0m	平成19年12月
453	瀬田線 No.127-No.128	北緯35度16分50秒	東経132度43分26秒	79.0m	平成18年11月
454	中国東群線 No.104-No.105	北緯35度07分52秒	東経133度45分44秒	197.0m	平成19年10月
455	中国東群線 No.187-No.188	北緯35度12分41秒	東経134度07分32秒	180.0m	平成19年10月
456	通原道結線 No.4-No.5	北緯35度11分07秒	東経133度43分37秒	72.0m	平成17年10月
457	新島取道 No.38-No.39	北緯35度14分14秒	東経133度39分18秒	100.0m	平成17年10月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	屋間障害物の設置の予定時期
458	久世久米線 No.47-No.48	北緯35度03分55秒	東経133度48分11秒	78.0m	平成18年10月
459	久世久米線 No.58-No.59	北緯35度03分37秒	東経133度49分44秒	66.0m	対象外
460	本四道本線 No.220-No.221	北緯34度47分23秒	東経134度07分04秒	119.2m	平成20年3月
461	作木支線 No.14-No.15	北緯34度49分03秒	東経132度41分34秒	137.0m	平成18年10月
462	山鹿幹線 No.363-No.364	北緯34度29分07秒	東経132度32分25秒	100.0m	平成18年3月
463	新西広島幹線 No.24-No.25	北緯34度31分45秒	東経132度38分26秒	93.0m	対象外
464	東三次支線 No.1-No.2	北緯34度47分50秒	東経132度50分06秒	93.0m	平成18年10月
465	作木三次線 No.23-No.24	北緯34度48分33秒	東経132度47分55秒	117.0m	平成19年10月
466	可部支線 No.4-No.5	北緯34度28分44秒	東経132度34分07秒	114.0m	平成18年10月
467	作木吉田線 No.5-No.6	北緯34度48分58秒	東経132度43分31秒	119.0m	平成19年10月
468	瀬田見線 No.83-No.84	北緯34度50分08秒	東経132度43分14秒	68.0m	平成18年10月
469	東三次道南線 No.1-No.2	北緯34度47分47秒	東経132度50分13秒	65.0m	平成18年10月
470	東山口幹線 No.199-No.200	北緯34度17分20秒	東経131度58分14秒	180.0m	対象外
471	東山口幹線 No.200-No.201	北緯34度17分13秒	東経131度57分54秒	190.0m	平成17年11月
472	新山口幹線 No.67-No.68	北緯34度16分05秒	東経131度32分37秒	119.0m	対象外
473	岩国火力連絡線 No.28-No.29	北緯34度10分02秒	東経132度08分04秒	144.0m	平成20年3月
474	新鶴山幹線 No.178-No.179	北緯34度13分35秒	東経131度59分43秒	178.0m	平成19年3月
475	錦川第二線 No.49-No.50	北緯34度12分35秒	東経131度59分03秒	115.0m	対象外
476	岩国美和線 No.50-No.51	北緯34度10分00秒	東経132度08分07秒	77.0m	平成19年3月
477	岩国独立電線 No.28-No.30	北緯34度10分27秒	東経132度08分18秒	141.0m	平成19年10月
478	三島東線 No.63-No.64	北緯33度58分45秒	東経133度48分59秒	213.0m	対象外
479	新改幹線 No.39-No.40	北緯33度57分25秒	東経133度45分53秒	228.0m	平成18年3月
480	四国中央東幹線 No.80-No.81	北緯33度59分55秒	東経133度41分10秒	182.0m	平成18年9月
481	四国中央東幹線 No.45-No.46	北緯34度04分14秒	東経133度48分57秒	141.0m	平成18年9月
482	ニュータイ24N8 -イ/ハナ471.3	北緯34度02分47秒	東経133度49分30秒	76.0m	平成17年9月
483	新改幹線 No.38-No.39	北緯33度57分28秒	東経133度46分08秒	93.0m	対象外
484	出合線 No.16-No.17	北緯33度57分57秒	東経133度46分53秒	97.0m	平成19年3月
485	南線 No.37-No.37-1	北緯34度07分32秒	東経133度49分12秒	79.0m	平成18年3月
486	麻線 No.39-No.39-1	北緯34度07分47秒	東経133度48分48秒	107.0m	平成18年3月
487	伊方南幹線 No.70-No.71	北緯33度33分22秒	東経132度32分25秒	160.0m	対象外
488	四国中央西幹線 No.58-No.59	北緯33度35分12秒	東経132度30分23秒	176.0m	対象外
489	四国中央西幹線 No.87-No.88	北緯33度37分17秒	東経132度40分05秒	220.0m	平成18年12月
490	大洲南幹線 No.38-No.39	北緯33度37分25秒	東経132度39分49秒	164.0m	対象外
491	大洲南幹線 No.54-No.55	北緯33度39分31秒	東経132度42分07秒	176.0m	平成17年12月
492	大洲北幹線 No.56-No.57	北緯33度39分49秒	東経132度42分03秒	161.0m	平成17年12月
493	川内幹線 No.18-No.19	北緯33度49分16秒	東経132度58分31秒	152.0m	平成17年12月
494	松山東線 No.48-No.49	北緯33度51分12秒	東経133度00分04秒	99.0m	平成17年12月
495	松山東線 No.49-No.50	北緯33度51分12秒	東経133度00分19秒	81.0m	平成18年3月
496	四国中央西幹線No.175 -四国中央西幹線SS	北緯33度47分16秒	東経132度55分46秒	67.0m	対象外
497	松山幹線 No.1-No.2	北緯33度47分28秒	東経132度55分48秒	72.0m	対象外
498	松山幹線 No.3-No.4	北緯33度47分29秒	東経132度56分05秒	92.0m	平成18年12月
499	四国中央中幹線SS -No.1	北緯33度47分30秒	東経132度55分39秒	86.0m	対象外
500	伊方北幹線 No.70-No.71	北緯33度34分05秒	東経132度31分40秒	86.0m	平成18年3月
501	広見線 No.23-No.24	北緯33度32分06秒	東経132度37分22秒	123.0m	平成19年12月
502	広見線 No.24-No.25	北緯33度31分55秒	東経132度37分25秒	65.0m	平成19年12月
503	大洲北幹線 No.54-No.55	北緯33度39分39秒	東経132度41分43秒	66.0m	対象外
504	大洲八幡浜線 No.8-No.8-1	北緯33度32分59秒	東経132度33分40秒	67.0m	平成19年3月
505	若宮支線 No.2-No.3	北緯33度32分02秒	東経132度37分18秒	81.0m	平成20年3月
506	若宮支線 No.4-No.5	北緯33度31分52秒	東経132度36分52秒	92.0m	平成20年3月
507	新宇和島線 No.72-No.73	北緯33度15分47秒	東経132度34分46秒	100.0m	平成20年3月
508	北松山線 No.57-No.58	北緯33度50分53秒	東経132度59分45秒	72.0m	平成20年3月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地盤又は 水面からの高さ	星間障害標識の設置の予定時期
509	北松山線 No.58-No.59	北緯33度50分50秒	東経132度59分55秒	130.0m	平成20年3月
510	新坂幹線 No.83-No.84	北緯33度47分10秒	東経133度42分46秒	156.0m	対象外
511	橋原線 No.45-No.46	北緯33度13分42秒	東経132度55分42秒	168.0m	平成17年12月
512	イフハラ121N6 -イフハラ153W8	北緯33度49分49秒	東経133度47分20秒	74.0m	平成18年3月
513	穴内川線 No.2-No.3	北緯33度40分37秒	東経133度40分15秒	81.0m	平成20年3月
514	新坂高知線 No.16-No.17	北緯33度37分38秒	東経133度38分13秒	83.0m	平成17年12月
515	下知線 No.18-No.17	北緯33度37分29秒	東経133度38分26秒	74.0m	平成20年3月
516	津賀支線 No.40-No.41	北緯33度10分39秒	東経133度02分26秒	108.0m	平成17年12月
517	橋原線 No.46-津賀PS	北緯33度13分30秒	東経132度55分22秒	75.0m	平成18年3月
518	津賀支線 No.1-No.2	北緯33度13分30秒	東経132度55分22秒	126.0m	平成17年12月
519	津賀支線 No.3-No.4	北緯33度13分11秒	東経132度55分39秒	106.0m	平成17年12月
520	津賀支線 No.42-No.43	北緯33度10分28秒	東経133度03分02秒	97.0m	平成17年12月
521	津賀支線 No.46-No.47	北緯33度10分03秒	東経133度04分00秒	80.0m	平成17年12月
522	物部線 No.56-No.57	北緯33度47分13秒	東経133度44分27秒	130.0m	平成18年4月
523	奈半利幹線(伊新線) No.114-No.115	北緯33度39分42秒	東経133度39分58秒	78.8m	平成20年3月
524	500kV青森幹線 No.13-No.14	北緯33度29分17秒	東経130度35分25秒	117.0m	平成18年10月
525	500kV青森幹線 No.15-No.16	北緯33度28分57秒	東経130度34分53秒	109.0m	平成18年10月
526	220kV東福岡幹線 No.4-No.5	北緯33度29分10秒	東経130度35分09秒	66.0m	平成18年10月
527	220kV東福岡幹線 No.5-No.6	北緯33度29分18秒	東経130度35分13秒	71.0m	平成18年10月
528	220kV中央福岡幹線 No.10-No.11	北緯33度30分17秒	東経130度36分05秒	126.0m	平成18年10月
529	220kVJR新坂本分岐線 No.12-No.13	北緯32度25分17秒	東経130度39分04秒	166.0m	平成19年5月
530	500kV南九州幹線 No.107-No.108	北緯32度14分50秒	東経130度40分45秒	175.0m	対象外
531	110kV人吉川内川線 No.36-No.37	北緯32度08分44秒	東経130度43分53秒	175.0m	平成18年10月
532	66kV下釜支線 No.11-No.12	北緯33度10分48秒	東経130度59分48秒	100.0m	平成19年11月
533	6kV805≡731 -805≡811	北緯33度11分08秒	東経131度01分40秒	71.0m	平成19年3月
534	500kV南九州幹線 No.138-No.139	北緯32度07分59秒	東経130度40分39秒	94.0m	平成18年10月
535	500kV南九州幹線 No.139-No.140	北緯32度07分44秒	東経130度40分44秒	93.0m	平成18年10月
536	110kV人吉大口線 No.44-No.45	北緯32度07分39秒	東経130度41分31秒	99.0m	平成20年3月
537	110kV人吉大口線 No.47-No.48	北緯32度07分30秒	東経130度40分49秒	75.0m	平成19年10月
538	110kV人吉八代線 No.110-No.111	北緯32度27分13秒	東経130度39分29秒	89.0m	平成19年5月
539	110kV人吉八代線 No.112-No.113	北緯32度27分38秒	東経130度39分18秒	80.0m	平成19年5月
540	110kV人吉新水俣新線 No.40-No.41	北緯32度14分55秒	東経130度39分45秒	147.0m	平成20年3月
541	66kV日奈久分岐線 No.10-No.11	北緯32度28分34秒	東経130度38分03秒	94.0m	平成19年5月
542	66kV熊本東水線 No.8-No.10	北緯32度28分29秒	東経130度39分27秒	101.0m	平成19年5月
543	11kV杖立線 No.1-No.2	北緯33度10分54秒	東経131度02分08秒	72.0m	平成20年2月
544	瀬戸石線 No.1-No.2	北緯32度21分29秒	東経130度38分30秒	73.0m	対象外
545	瀬戸石線No.25-(九州電力 側)瀬戸石新水俣線No.1	北緯32度17分38秒	東経130度38分19秒	143.7m	平成20年3月
546	110kV松原日田線 No.7-No.8	北緯33度12分46秒	東経130度59分26秒	201.0m	対象外
547	500kV熊本幹線 No.80-No.81	北緯33度19分54秒	東経130度51分39秒	105.0m	平成18年10月
548	500kV熊本幹線 No.81-No.82	北緯33度19分36秒	東経130度51分37秒	128.0m	対象外
549	500kV東九州幹線 No.24-No.25	北緯33度06分54秒	東経131度39分21秒	118.0m	対象外
550	500kV東九州幹線 No.150-No.151	北緯33度14分24秒	東経131度13分57秒	148.0m	平成19年10月
551	500kV東九州幹線 No.151-No.152	北緯33度14分38秒	東経131度13分49秒	101.0m	平成19年10月
552	220kV大分幹線 No.58-No.59	北緯33度11分32秒	東経131度29分49秒	83.0m	平成19年3月
553	110kV松原日田線 No.1-No.2	北緯33度11分47秒	東経130度59分39秒	107.0m	平成19年2月
554	66kV女子畑城町線 No.1-No.2	北緯33度17分34秒	東経130度58分36秒	65.0m	対象外
555	66kV女子畑三芳線 No.3-No.4	北緯33度17分49秒	東経130度58分15秒	85.0m	平成19年11月
556	66kV女子畑三芳線 No.7-No.8	北緯33度17分80秒	東経130度57分33秒	99.0m	平成19年11月
557	66kV串野橋原線 No.33-No.34	北緯33度11分03秒	東経131度26分15秒	61.0m	平成19年3月
558	66kV串野湯布院線 No.17-No.18	北緯33度12分10秒	東経131度20分44秒	73.0m	平成20年3月
559	66kV滝上支線 No.29-No.29-9	北緯33度14分26秒	東経131度13分42秒	98.0m	平成19年2月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	基間障害標識の設置の予定時期
		北緯	東経		
560	66kV辻置丸線 No.26-No.27	北緯32度58分59秒	東経131度27分53秒	71.0m	平成19年3月
561	66kV西大分橋原線 No.12-No.13	北緯33度11分35秒	東経131度29分17秒	61.0m	平成19年3月
562	66kV西大分別府線 No.3-No.4	北緯33度11分41秒	東経131度30分21秒	71.0m	平成19年3月
563	66kV野上女子畑線 No.15-No.16	北緯33度14分18秒	東経131度13分22秒	107.0m	平成19年2月
564	66kV野上女子畑線 No.16-No.17	北緯33度14分30秒	東経131度13分23秒	95.0m	対象外
565	66kV野上女子畑線 No.138-No.137	北緯33度15分47秒	東経131度00分41秒	120.0m	平成19年2月
566	66kV日田女子畑線 No.29-No.31	北緯33度17分10秒	東経130度56分46秒	133.0m	平成19年2月
567	66kV日田城町線 No.4-No.5	北緯33度18分31秒	東経130度52分27秒	143.0m	平成18年10月
568	66kV三重郡桑新線 No.26-No.27	北緯33度01分46秒	東経131度37分19秒	74.0m	平成19年3月
569	6kV7003101 -7003201	北緯33度15分47秒	東経131度03分24秒	100.0m	平成19年3月
570	220kV南宮崎線 No.43-No.44	北緯31度52分56秒	東経131度02分18秒	82.0m	平成19年3月
571	220kV南宮崎線 No.47-No.48	北緯31度53分30秒	東経131度03分03秒	71.0m	平成19年3月
572	66kV藤城日南線 No.34-No.35	北緯31度44分36秒	東経131度07分20秒	68.0m	平成19年3月
573	500kV宮崎幹線 No.11-No.12	北緯31度58分30秒	東経130度40分43秒	116.0m	対象外
574	500kV南九州幹線 No.179-No.180	北緯31度58分51秒	東経130度40分38秒	122.0m	対象外
575	220kV高野線 No.14-No.15	北緯31度56分03秒	東経130度42分00秒	69.0m	平成18年10月
576	220kV高野線 No.16-No.17	北緯31度55分50秒	東経130度42分14秒	68.0m	平成18年10月
577	220kV高野線 No.60-No.61	北緯31度48分35秒	東経130度47分00秒	190.0m	平成18年10月
578	220kV大隅線 No.10-No.11	北緯31度45分34秒	東経130度56分47秒	91.0m	平成19年3月
579	110kV人吉大口線 No.56-No.57	北緯32度06分32秒	東経130度39分23秒	109.0m	平成18年10月
580	110kV人吉大口線 No.59-No.59-1	北緯32度06分00秒	東経130度38分52秒	74.0m	対象外
581	110kV人吉大口線 No.59-1-No.60	北緯32度05分57秒	東経130度38分46秒	66.0m	対象外
582	66kV藤島妙見線 No.4-No.5	北緯31度48分09秒	東経130度47分21秒	67.0m	平成19年10月
583	66kV藤島妙見線 No.6-No.7	北緯31度48分19秒	東経130度47分11秒	175.0m	平成19年10月
584	66kV菱刈麓山分岐線 No.1-No.2	北緯31度57分48秒	東経130度44分56秒	94.0m	平成19年10月
585	66kV菱刈麓山分岐線 No.4-No.5	北緯31度58分02秒	東経130度44分25秒	106.0m	平成19年10月
586	66kV横川分岐線 No.24-No.25	北緯31度54分48秒	東経130度42分15秒	73.0m	対象外

注1)送電線の設置場所は、当該送電線を懸架している2本の鉄塔のうち固有番号の若い方の鉄塔の緯度及び経度の値で表記している。
なお、当該値は、平成14年4月1日に施行された測量法の一部改正前のものである。

注2)送電線の設置時期については把握していない。

注3)基間障害標識の設置には、その代替措置がとられることを含み、その予定時期は、送電線の設置者からの報告に基づいて記載したものである。なお、対象外となっているものは、送電線の設置者から、位置の精査等により「基間障害標識の設置を必要とする山間部の送電線」には該当しないとの報告があったものである。

別紙四

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	航空障害標識の設置の予定時期
1	01シ811-02メ501	北緯34度30分21秒	東経136度50分15秒	78.0m	平成19年3月
2	51ス773-50ス391	北緯34度28分38秒	東経136度51分17秒	67.0m	平成19年3月
3	50ノ541-50セ743	北緯34度28分06秒	東経136度52分25秒	108.0m	平成19年3月
4	土庄線 No.101-No.102	北緯34度28分48秒	東経133度06分03秒	108.0m	平成20年2月
5	三菱金屋直島線 No.21-1-No.22-1	北緯34度27分23秒	東経133度56分31秒	121.0m	平成20年2月
6	三菱金屋直島線 No.26-No.27	北緯34度27分40秒	東経133度57分56秒	87.0m	平成20年2月
7	小島島分線 No.7-No.8	北緯34度28分53秒	東経134度06分08秒	83.0m	平成19年3月
8	本四道系線 No.148-No.149	北緯34度35分07秒	東経134度02分21秒	234.4m	対象外
9	南広島連絡線 No.40-No.41	北緯34度20分44秒	東経132度29分52秒	144.0m	平成19年3月
10	南広島連絡線 No.44-No.45	北緯34度20分36秒	東経132度28分45秒	154.0m	対象外
11	南広島連絡線 No.45-No.46	北緯34度20分45秒	東経132度28分45秒	145.0m	平成19年3月
12	大崎火力線 No.9-No.10	北緯34度16分14秒	東経132度52分12秒	125.0m	対象外
13	大崎火力線 No.13-No.14	北緯34度17分16秒	東経132度52分59秒	177.0m	対象外
14	大三島支線 No.10-No.11	北緯34度19分56秒	東経132度59分03秒	159.0m	対象外
15	大三島支線 No.13-No.14	北緯34度18分21秒	東経132度59分47秒	123.0m	平成19年11月
16	大崎線 No.81-No.82	北緯34度09分38秒	東経132度29分42秒	90.0m	平成19年3月
17	因島線 No.14-No.15	北緯34度23分48秒	東経133度09分38秒	70.0m	平成18年11月
18	因島線 No.26-No.27	北緯34度22分30秒	東経133度09分22秒	103.0m	平成18年11月
19	因島線 No.31-No.32	北緯34度21分49秒	東経133度08分39秒	117.0m	平成18年11月
20	伯方線 No.22-No.23	北緯34度15分48秒	東経133度10分16秒	67.0m	平成19年11月
21	伯方線 No.35-No.36	北緯34度14分08秒	東経133度09分23秒	62.0m	平成19年11月
22	伯方線 No.42-No.43	北緯34度13分15秒	東経133度08分54秒	78.0m	平成19年11月
23	伯方大三島線 No.14-No.15	北緯34度12分52秒	東経133度03分37秒	87.0m	平成18年11月
24	大崎線 No.33-No.34	北緯34度15分28秒	東経132度52分34秒	78.0m	平成18年11月
25	瀬島分 No.22-No.23	北緯34度20分47秒	東経133度08分23秒	67.0m	平成19年3月
26	岩城連絡 No.31-No.32	北緯34度15分36秒	東経133度10分24秒	78.0m	平成19年3月
27	弓削線 No.29-No.30	北緯34度15分37秒	東経133度11分04秒	68.0m	平成19年9月
28	瀬河幹線 No.50-No.51	北緯34度12分26秒	東経132度39分29秒	85.0m	平成19年3月
29	瀬河幹線 No.300-No.301	北緯34度10分38秒	東経132度45分51秒	71.0m	平成19年9月
30	大島二号支線 No.5-No.6	北緯33度57分49秒	東経132度11分09秒	105.0m	平成20年3月
31	備島 No.2-No.3	北緯33度56分59秒	東経132度28分15秒	65.0m	平成19年3月
32	鳴門渡路線 No.15-16	北緯34度11分47秒	東経134度35分28秒	89.0m	平成20年3月
33	鳴門渡路線 No.22-23	北緯34度12分47秒	東経134度36分51秒	89.0m	平成20年3月
34	瀬河火力線 No.1-No.2	北緯33度51分39秒	東経134度38分01秒	93.6m	平成20年3月
35	メギ線No.57-オギ線No.1	北緯34度24分30秒	東経134度03分12秒	66.0m	平成20年3月
36	牛島線No.19-本島線No.1	北緯34度21分46秒	東経133度46分37秒	134.0m	平成20年3月
37	佐柳線 No.8-No.10	北緯34度20分07秒	東経133度38分25秒	105.0m	平成20年3月
38	配電-18 津島分 No.4-No.5	北緯34度08分27秒	東経133度00分57秒	58.0m	対象外
39	配電-19 津島分 No.5-No.6	北緯34度08分41秒	東経133度00分35秒	63.0m	平成19年9月
40	小島No.6E8-島島No.1	北緯34度07分29秒	東経132度58分52秒	115.0m	平成20年3月
41	来島 No.1-No.2	北緯34度06分55秒	東経132度57分52秒	75.0m	平成20年3月
42	来島No.2-小島No.1	北緯34度07分07秒	東経132度58分07秒	75.0m	平成20年3月
43	大島連絡線 No.2-No.3	北緯33度59分23秒	東経133度20分40秒	98.0m	平成20年3月
44	ツワデ No.54-No.55	北緯33度59分09秒	東経132度32分06秒	77.0m	平成20年3月
45	ナカジマ No.106-No.107	北緯33度57分41秒	東経132度38分58秒	80.0m	平成20年3月
46	クシマ No.2-No.3	北緯33度12分50秒	東経132度31分21秒	64.0m	平成20年3月
47	カシマ No.3-No.4	北緯33度12分56秒	東経132度22分28秒	74.0m	平成20年3月
48	カシマ No.4-No.5	北緯33度13分18秒	東経132度22分06秒	63.0m	平成20年3月

	物件(送電線)の名称	送電線の設置場所		送電線の地表又は水面からの高さ	航空障害標識の設置の予定時期
49	トジマ No.17-No.18	北緯33度12分17秒	東経132度23分44秒	80.0m	平成20年3月
50	トジマ No.18-No.19	北緯33度12分28秒	東経132度23分24秒	105.0m	平成20年3月
51	ウチドリ No.92-No.93	北緯32度56分28秒	東経132度27分51秒	144.0m	平成20年3月
52	66kV大瀬分岐線 No.9-No.10	北緯33度24分30秒	東経129度49分15秒	70.0m	平成19年5月
53	66kV伊万里土谷線 No.58-No.59	北緯33度21分43秒	東経129度50分48秒	75.0m	平成19年7月
54	66kV面高ダイヤソルト線 No.13-No.14	北緯33度02分21秒	東経129度38分53秒	135.0m	平成19年2月
55	66kV面高ダイヤソルト線 No.14-No.15	北緯33度02分22秒	東経129度38分07秒	123.0m	平成19年2月
56	66kV吉井平戸線 No.68-No.69	北緯33度21分25秒	東経129度34分35秒	60.0m	平成19年2月
57	松島火力線 No.13-No.14	北緯32度56分14秒	東経129度37分20秒	140.0m	対象外
58	松島火力線 No.14-No.15	北緯32度56分48秒	東経129度37分42秒	145.5m	平成20年3月
59	500kV帯北火力線 No.46-No.47	北緯32度25分01秒	東経130度12分32秒	125.0m	平成19年10月
60	500kV帯北火力線 No.47-No.48	北緯32度25分13秒	東経130度12分58秒	123.0m	平成19年10月
61	500kV帯北火力線 No.116-No.117	北緯32度31分44秒	東経130度27分37秒	198.0m	対象外
62	500kV帯北火力線 No.128-No.129	北緯32度34分20秒	東経130度29分04秒	147.0m	対象外
63	500kV帯北火力線 No.137-No.138	北緯32度36分22秒	東経130度30分15秒	138.0m	対象外
64	66kV三角大矢野線 No.9-No.10	北緯32度36分47秒	東経130度27分32秒	67.0m	平成19年5月
65	6kV621ヘ730-6kV630ヨ110	北緯32度59分44秒	東経131度54分15秒	108.0m	平成20年3月
66	6kV621ヒ931-6kV622ヒ681	北緯33度00分33秒	東経131度54分43秒	75.0m	平成20年3月
67	6kV661フ913-6kV661ハ941	北緯32度56分47秒	東経132度04分14秒	62.0m	平成17年6月

注1)送電線の設置場所は、当該送電線を懸架している2本の鉄塔のうち固有番号の若い方の鉄塔の緯度及び経度の値で表記している。なお、当該値は、平成14年4月1日に施行された測量法の一部改正前のものである。

注2)送電線の設置時期については把握していない。

注3) 星間障害無線の設置には、その代替措置がとられることを含み、その予定時期は、送電線の設置者からの報告に基づいて記載したものである。なお、対象外となっているものは、送電線の設置者から、位置の精査等により「星間障害無線の設置を必要とする海上部の送電線」には該当しないとの報告があったものである。

二九	二	三	活動経過表	誤
二三	一	四	女性の文化	
二五	〃	三	さくる	
二五	〃	二〇	調査中間報告	
一四	〃	八	自民党	
八四	二	終わり から	負うことも	
二〇〇	〃	七	会計検査院の身分保障	
三八	一	一	活動経過	
			審議経過	
			審議経過	正

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円